

令和8年度

統計調査一覧

令和8年3月

沖縄県企画部統計課

令和8年度 統計調査一覧

発行 沖縄県企画部統計課
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL 098-866-2050
FAX 098-866-2056

E-mail: aa014001@pref.okinawa.lg.jp
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/tokei/index.html>

令和8年3月発行

この冊子は再生紙を使用しています。

目 次

1	国の統計調査実施（予定）年度一覧	1
2	令和8年度事業別予算の概要	2
3	令和8年度統計研修計画一覧表	3
4	統計調査等の内容	
	（1）今年度の国の統計調査	
	（総務省所管）	
	社会生活基本調査	6
	労働力調査	7
	小売物価統計調査	8
	家計調査	9
	経済センサス調査区管理	10
	（総務省・経済産業省共管）	
	経済センサス-活動調査	11
	（文部科学省所管）	
	学校基本調査	12
	学校保健統計調査	13
	（厚生労働省所管）	
	毎月勤労統計調査	14
	毎月勤労統計調査特別調査	15
	（2）その他の国の統計調査	
	（総務省所管）	
	国勢調査	16
	国勢調査第2次試験調査	17
	国勢調査第3次試験調査	18
	国勢調査（調査区設定）	19
	住宅・土地統計調査	20
	住宅・土地統計調査（単位区設定）	21
	就業構造基本調査	22
	全国家計構造調査	23
	経済センサス-基礎調査	24

〈農林水産省所管〉	
農林業センサス	25
漁業センサス	26
(3) 県単独事業	
推計人口	27
県民経済計算	28
市町村民経済計算	29
産業連関表	30
鉱工業指数	31
(4) その他の統計事業	32

[参考資料]

5	市町村統計主管課一覧	33
6	令和7年度に刊行した統計報告書一覧表	35
7	総務大臣へ届出を行った統計調査一覧	36
8	統計関係法規	
(1)	沖縄県統計調査条例	43
(2)	沖縄県統計調査条例施行規則	45
(3)	統計調査市町村交付金取扱要綱	46
(4)	統計調査員確保対策事業委託要綱	53
(5)	統計調査員確保対策事業実施要領	63

1 国の統計調査実施（予定）年度一覧

所管	調査名	基幹/ 一般の別	周期	市町村	令和											摘要	掲載頁					
					29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9			10	11			
総務省	国勢調査	基幹	5年	※		◆	◆	○						◆	○			◆	△	国勢調査 16頁 第2次試験調査 17頁 第3次試験調査 18頁 調査区設定 19頁	16	
	住宅・土地統計調査	基幹	5年	※	△	○				△	○						△	○	本調査 20頁 単位区設定 21頁	20		
	就業構造基本調査	基幹	5年	※	○					○							○				22	
	全国家計構造調査	基幹	5年	※		△	○				△	○						△		旧全国消費実態調査	23	
	社会生活基本調査	基幹	5年						○						○						6	
	労働力調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			7
	小売物価統計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			8
	家計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			9
	経済センサス基礎調査	基幹	5年	※		△	○				-	-								甲調査は5年周期、乙調査は毎年実施。令和6年度の甲調査は国（総務省）直轄	24	
	経済センサス調査区管理	基幹	毎年	※	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	調査区管理(総務省)基礎調査規則第18条	10	
個人企業経済調査	基幹	四半期		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度以降は国(総務省)直轄	-		
総務省・経産省	経済センサス - 活動調査	基幹	5年	※				△	○	△			△	○	△	△			令和3年実施結果は、翌年令和4年に速報、令和5年に確報公表。経済センサス基礎調査の2年後に実施。	11		
	工業統計調査	基幹	毎年	※	○	○	○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年、令和3年は経済センサス(活動調査)で包摂。平成28年は平成29年6月に実施。令和4年以降は経済構造実態調査へ包摂され、調査終了。	-		
経済産業省	生産動態統計調査(工業動態)	基幹	毎月		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度以降は国(経済産業省)直轄	-		
	商業動態統計調査	基幹	毎月		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度以降は国(経済産業省)直轄	-		
	商業統計調査	基幹	5年	※		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成30年度以降中止(新設調査(経済構造実態調査)に包摂)	-		
文部科学省	学校基本調査	基幹	毎年	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部市町村経由	12		
	学校保健統計調査	基幹	毎年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		13		
農林水産省	農林業センサス	基幹	5年	※		△	○	△	△		△	○	△	△		△	△	○		25		
	漁業センサス	基幹	5年	※	△	○	△			△	○	△				△	○	△		26		
厚生労働省	毎月勤労統計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		14		
	毎月勤労統計調査特別調査	基幹	毎年		○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和2年度は、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)を実施	15		

注 ※市町村を経由する調査、○本調査、◆試験調査、△調査区設定又は調査区管理、調査準備事務、公表事務

2 令和8年度事業別予算の概要

(単位：千円)

所管	事業名	当初予算額	調査対象	調査期日	備考
総務省	統計調査員確保対策事業費	1,100	-	-	統計調査員希望者の登録及び資質の向上等
	統計調査の環境改善のための普及啓発事業	516	-	-	統計指導者講習会への派遣等
	労働力調査費	99,961	世帯	毎月	
	小売物価統計調査費	17,147	小売店舗・世帯	毎月	動向調査 構造調査(H25年1月より調査開始)
	家計調査費	49,441	世帯	毎月	
	社会生活基本調査費	14,289	世帯	令和8年10月20日	5年毎
	経済センサス費	147,334	-	-	
	経済センサス調査区管理	310	市町村の経済センサス調査区	令和8年6月1日 (調査区修正報告基準日)	毎年、総務大臣が定める報告基準日により調査区管理を行う
総務省 経産省	経済センサスー活動調査	147,024	全事業所・企業・団体	令和8年6月1日	5年毎
厚生労働省	毎月勤労統計調査費	14,862	事業所	毎月	
文部科学省	学校基本調査費	3,892	学校	5月1日	毎年
	学校保健統計調査費	209	学校	4～6月	毎年
県単 独 事 業	県民経済計算等事業費	1,367	-	-	
	県民経済計算	-	-	-	令和6年度版の推計
	市町村民経済計算(市町村民所得)	-	-	-	令和6年度版の推計
	産業連関表	-	-	-	令和2年表の作成、商品流通調査
	鉱工業指数	-	-	-	月報及び年報の作成
	統計普及・利用促進費	1,841	-	-	各種統計調査データの整備及び情報提供等
	推計人口	-	市町村	毎月	

3 令和8年度統計研修計画一覧表

沖縄県主催

研修課程	定員 (名)	開催方式	研修概要	対象者
地方統計職員業務研修 (基礎研修) 開催時期未定	未定	オンライン 統計研修の 受講による 代替※ ※令和7年度	統計一般の基礎知識の習得 令和7年度(参考) ※統計研究研修所のオンライン統計研修による代替で実施 ○初めて学ぶ統計 ○統計担当者向け入門	地方公共団体の統計職員のうち統計業務従事年数が1年未満の者等
地方統計職員業務研修 (専門研修) 開催時期未定	未定	オンライン 統計研修の 受講による 代替※ ※令和7年度	統計業務に関する専門的知識・技術の習得 令和7年度(参考) ※統計研究研修所のオンライン統計研修による代替で実施 ○統計利用の基本 ○調査設計の基本 ○統計分析の基本	地方公共団体の統計職員のうち基礎研修修了者またはそれと同等の知識・経験を有する者

総務省政策統括官主催

研修課程	定員 (名)	開催方式	研修概要	対象者
地方統計職員業務研修 (中央研修) 開催時期未定	未定	集合研修※ (オンライン受 講も可) ※令和7年度	地方統計職員業務研修を実施する上で必要となる知識及び技術を習得する科目 ※総務省政策統括官室が企画、実施する研修 令和7年度(参考) ○公的統計のデジタル化に関する現状と課題について ○統計実務基礎知識のポイント ○地方統計機構支援事業について(茨城県の転入・転出に関する構造分析)	都道府県統計関係職員のうち次のいずれかに該当する者 ①地方統計研修の講師経験者またはその予定者 ②地方統計研修の企画・運営の担当者またはその予定者

九州・沖縄ブロック開催県主催

研修課程	定員 (名)	開催地	研修概要	対象者
九州・沖縄ブロック 統計指導者講習会 7月下旬(予定)	未定	沖縄県	児童・生徒が統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力を身につけるために、統計教育の指導に携わる教師等を対象とした講習 令和7年度(参考) ○統計教育に関する授業の実践事例紹介 ○探究的な学びのニーズに応える統計指導について	①各県教育関係者等 ②各県統計グラフコンクール担当者 ③統計協会担当者 ④その他受講を希望する者

令和8年度 統計研修一覧

総務省統計研究研修所主催

※各研修の日程、内容等は変更になる場合があります。

	研修課程名	主な対象者	開催時期	期間 /所要時間	受講形態			研修概要
					オン ライン	ライブ 配信	集合	
業務 レ ベル 別 研修	◆管理者向け研修							
	統計幹部講座	各府省幹部職員 (統計主管部署)	9月中旬	半日		●		適切な統計行政の管理・監督に必要な、統計行政の幹部としての心構え、 昨今の統計行政を取り巻く状況、過去の事例を学ぶ
	都道府県統計主管課 新任管理者セミナー	都道府県統計主管課 新任課長	4月中旬	半日		●		統計制度の根拠法令や統計データの活用方法など、新任の管理者に必要な 知識を学ぶ
	◆統計データアナリスト研修(上級コース)							
	統計データアナリスト研修	・中級コース修了程度の知識がある者 ・国家公務員のうち、統計データアナリスト認定を目指す 者、又は、統計データアナリスト補認定を受けている者	毎四半期 (4週間)	約10時間 30分		●		統計に関する高度な能力を有する者として統計データアナリストに求められる 事項について幅広く学ぶ <主な内容> 公的統計とその作成プロセス 標本調査の設計・標本誤差 審査集計・公 表 品質管理 など
	本科(総合課程)	政策立案の場などで有用な実践的で応用力のある統計 学を学びたい者(研修開始までに初級コース及び中級 コースの修了が受講要件)	6月上旬 ～ 8月上旬 10月上旬 ～ 12月上旬	約2か月			●	統計の基本から応用まで、公的統計の作成を担う人材に必要な知識・スキ ルを習得するとともに、各種演習等を通じて実践的な能力を養成する <主な内容> 統計学 統計調査・統計作成の実務論 社会・経済の重要な統計データの 見方・分析のための各種手法 など
	◆統計実務職員(統計データアナリスト補)研修(中級コース)							
	統計利用の基本		毎四半期 (4週間)	約9時間 15分		●		既存のデータやグラフから要因、結果、状況を読み解く手法を学ぶ <主な内容> 主要統計指標の見方・使い方 地域経済と統計 など
	調査設計の基本	・初級コース修了程度の知識がある者 ・国家公務員のうち、統計データアナリスト、統計データア ナリスト補認定を目指す者		約9時間 10分		●		統計調査の企画立案、調査設計の流れ、根拠法令を学ぶ <主な内容> 調査計画の策定・承認申請 調査の審査・集計 など
	統計分析の基本			約5時間 20分		●		自身でデータを分析、考察する際に必要な統計的分析手法を学ぶ <主な内容> 記述統計基礎・演習 推測統計概論・演習 など
◆統計取扱業務担当職員向け研修(初級コース)								
統計担当者向け入門	・初めて学ぶ統計修了者及び同程度の知識がある者 ・新規採用職員、統計初学者	毎四半期 (4週間)	約7時間 15分		●		統計行政関係部署に新たに就任した者にとって必要な、統計データの入手、ク ラフによる可視化、利用の仕方等を学ぶ <主な内容> 統計調査入門 データ分析入門 e-Statの利用 など	
初めて学ぶ統計	新規採用職員、統計初学者		約4時間		●		これから統計利用を始める者にとって必要な、基礎的な統計リテラシー、統計 制度を学ぶ <主な内容> 統計データの活用と統計リテラシー など	
◆データ活用コース								
政策立案と統計	・EBPMに興味のある者 ・施策立案部門の担当者	毎四半期 (4週間)	約6時間 45分		●		政策立案と統計の関連性を学び、PDCAサイクルにおける統計の重要性を認 識するとともに、実務における統計データの扱い方を学ぶ	
政策評価と統計			約7時間 10分		●		PDCAサイクルにおける政策の事後評価の観点から、統計の活用方法を 学び、またアンケートによる効果測定の際に必要な基礎知識を習得する	
ビッグデータ利活用 -基礎から応用まで-	ビッグデータの利活用に興味のある者		約3時間 20分		●		データの分析手法、可視化についての実例及びビッグデータからデータ分析す る意義、目的について学ぶ	
データサイエンス入門	データサイエンス初学者		約5時間 30分		●		統計学の基礎やデータの見方等、データ分析の基本的な知識を学習し、身 近なデータの活用役に役立つ	
データサイエンス演習	データサイエンス入門の受講者・修了者		約6時間 45分		●		Excelを使った実践的なデータ分析(統計分析)の手法を習得する	
誰でも使える 統計オープンデータ	オープンデータをこれから利用する者		約4時間 40分		●		e-Statの使い方など、公的統計データの入手の仕方からオープンデータの利 用方法を学ぶ	
データサイエンスセミナー 【滋賀大学と共催】	データサイエンスに関心がある初学者	8月下旬	1日		●		データサイエンスの基礎について学び、グループワークを通じてデータサイエ ンスへの理解を深める	
◆統計作成実務コース								
国民・県民経済計算	国民経済計算、県民経済計算の担当者	毎四半期 (4週間)	約7時間 20分		●		実務担当職員の基礎知識として、国民経済計算、県民経済計算について の推計方法、分析手法を学ぶ	
産業連関表の作成・分析	産業連関表の担当者		約8時間 20分		●		実務担当職員の基礎知識として、産業連関表の作成手法・分析手法につ いて、演習を通じて学ぶ	
指数に関する研修 -鉱工業指数を中心に-	鉱工業指数の作成及び分析担当者	9月上旬	1日		●		指数の概要、鉱工業指数の作成・活用方法を学び、指数への理解を深める	
◆人口・経済統計コース								
人口推計	人口統計を用いた推計、分析をこれから行う者	5月中旬	4日間		●		人口問題の現状や人口推計の理論を学び、エクセルを用いた演習を通じて 人口推計手法への理解を深める	
経済予測	経済統計を用いた推計、分析をこれから行う者	3月上旬	5日間		●	●	経済予測の基礎理論、マクロ経済モデル、ケインジアンモデル、生産関数によ る経済予測等を学び、エクセルを用いた演習を通じて経済予測手法への理 解を深める	
社会・人口統計の基本	「統計利用の基本」修了程度の知識があり、データ分析を 用いた社会・人口統計分析をこれから行う者	12月上旬	3日間		●		社会・人口統計分析の基本について学び、統計解析ソフトR及びエクセルを 用いたデータ分析の演習を通じて社会・人口統計分析への理解を深める	
◆地域分析コース								
GISによる統計活用	GISを用いた分析をこれから行う者	5月中旬	3日間		●		GISの概要、GIS活用事例を学び、QGISやjSTAT MAPを用いた演習を通 じて、GISによる統計活用方法への理解を深める	
地域分析	地域分析をこれから行う者	8月下旬	3.5日間		●		地域人口推計や地域分析に活用できる指標、GIS及びRESAS等を用いた 地域分析について学び、エクセルやQGISの演習を通じて地域分析への理解 を深める	
◆マイクロデータコース								
マイクロデータを利用する前に	マイクロデータを利用する者						統計研修ポータルサイト 「統計研修ひろば」からいつでも受講可能	
マイクロデータ分析 -Rによる統計解析-	「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」修了程度の 知識があり、Rを用いたマイクロデータの集計・分析をこれから 行う者	1月下旬	4日間		●		マイクロデータ分析と統計解析ソフトRの基礎、標本抽出法と標準誤差の評 価について学び、Rを用いた演習を通じてマイクロデータ分析についての理解を深め る	
マイクロデータ分析のためのプログラミング -統計解析ソフトRの利用方法-	「統計担当者向け入門」修了程度の知識があり、かつ、R 以外の他言語でのプログラミング経験があり、これからRを使 用する者	1月中旬	2.5日間		●		統計解析ソフトRの一般的な使い方、e-StatのAPI機能、一般用ミク ロデータ、教育用標準データセット(SSDSE)等のテストデータやコードを用い た演習を通じて学ぶ	
◆都道府県職員・教育関係者向けコース								
地方統計職員業務研修	都道府県統計主管課職員のうち、市町村に対しての説明 機会が想定される者	4月下旬	1日		●	●	都道府県庁職員から市町村に対して研修を行う際に必要な知識などを習得 する	
統計指導者講習会(中央研修)		8月上旬	1日		●		授業で使える統計データの探し方、可視化、新学習指導要領改訂の背景 等について学び、互いの実践についての情報交換や班別討議を通じて、統計 データを用いた学習指導力向上を図る	
教育関係者向けセミナー 【滋賀大学と共催】	・統計教育を担当する学校教員(数学、総合的学習) ・教育部門の担当者	7月下旬 8月上旬	各1日		●		学校教育の場において、子供たちに興味を持ってもらいやすい事例、学校で 取り入れられた授業内容の実例などを学ぶ。授業作りでの困り事などにつ いて、受講生間で情報を共有したり、講師に質問することで課題解消につなげ る(小中学校教員向け(8月上旬)と高等学校教員向け(7月下旬) の計2回開催)	

(公財)統計情報研究開発センター (Sinfonica) 主催

研 修 課 程	開催方式	研 修 概 要	対 象 者
統計実務基礎研修 日程未定	オンライン※ (ライブ配信方式) ※令和7年度	統計の理論と応用、統計の作成と利用方法など統計実務に必要な知識及び技術の習得を図る。 ※受講料：5,000円	国、地方公共団体及び民間団体の統計実務担当職員のうち統計業務の経験の浅い者
統計グラフ指導者講習会 日程未定	オンライン※ (ライブ配信方式) ※令和7年度	統計の表現技術の向上及び統計グラフの活用を図り、併せて統計グラフの普及を通じて、統計思想の啓発を図る。 ※受講料：6,000円	国、地方公共団体、学校及び民間団体等で統計グラフの作成指導を担当する者
産業分類講習会 日程未定	オンライン※ (ライブ配信方式) ※令和7年度	日本標準産業分類の基本的な考え方、運用方針等について理解を深める。 ※受講料：5,000円	国、地方公共団体及び民間団体の統計実務担当職員等

4 統計調査等の内容

根拠法規		統計法第2条第4項（基幹統計） 社会生活基本調査規則（昭和56年総理府令第38号）													
調査の目的		国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。													
予算額		<table border="0"> <tr> <td>14,289千円</td> <td>内訳</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>14,289千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>14,289千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		14,289千円	内訳	<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>14,289千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>14,289千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	一般	0千円	うち	県事業費	14,289千円	国庫	14,289千円	市町村事業費	0千円
14,289千円	内訳	<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>14,289千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>14,289千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	一般	0千円	うち	県事業費	14,289千円	国庫		14,289千円	市町村事業費	0千円			
一般	0千円	うち	県事業費	14,289千円											
国庫	14,289千円		市町村事業費	0千円											
調査の時期		<p>■周期：5年毎</p> <p>■次回調査：令和8年10月予定 前回調査：令和3年10月20日現在</p>													
主要調査事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 世帯に関する事項 世帯の種類、10歳以上・未満の世帯員数、世帯の年間収入、不在者の有無 2 全ての世帯員に関する事項 世帯主との続柄、出生の年月又は年齢、在学・卒業等教育又は保育の状況 3 10歳未満の世帯員に関する事項 育児支援の利用の状況 4 10歳以上の世帯員に関する事項 氏名、男女の別、配偶の関係、ふだんの健康状態、学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動などの状況、生活時間配分 5 15歳以上の世帯員に関する事項 就業状態、仕事の種類、従業上の地位、ふだんの1週間の就業時間、仕事からの年間収入、介護の状況、慢性的な病気や長期的な健康問題など 													
調査対象	単位	世帯及び10歳以上の世帯員													
	範囲	<p>前回調査(R3)では、国が指定する全国の約7,600調査区内にある世帯のうちから、無作為に選定した約9万1千世帯の10歳以上の世帯員約19万人が対象。うち県内(28市町村)は、141調査区内の約1,700世帯が対象。</p>													
調査の方法		調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出又はインターネットで回答する方法により実施。													
調査機関 (調査系統)	総務省統計局－県（指導員）－調査員－世帯		指導員数 3人（R3）												
			調査員数 111人（R3）												
集計事項 および方法		<p>総務省統計局において次の集計を行う。</p> <p>(1)生活行動に関する結果 (2)生活時間、時間帯及び平均時刻に関する結果 (3)詳細行動分類による生活時間に関する結果 (全国、都道府県、14地域、11大都市圏・11大都市圏以外、都市階級)</p>													
公表の時期 および方法	県	<p>国の公表後に県分を公表</p> <p>※前回調査結果（R3）は、令和4年9月30日に公表</p>													
	国	<p>総務省統計局においてインターネット掲載等により公表</p> <p>※前回調査結果（R3）は、令和4年8月31日に公表</p>													
結果の利用状況		ワークバランスの推進、少子高齢化対策などの各種行政施策のための基礎資料													

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 労働力調査規則 (昭和58年総理府令第23号)																
調査の目的	国民の就業及び不就業の状態を毎月明らかにし、国の雇用対策や経済政策などのための基礎資料を得ることを目的とする。																
予算額	99,961千円	内訳	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>99,961千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>99,961千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>99,961千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>99,961千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	一般	0千円	うち	県事業費	99,961千円	国庫	99,961千円	市町村事業費	0千円				
<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>99,961千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>99,961千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	一般	0千円	うち		県事業費	99,961千円		国庫	99,961千円	市町村事業費	0千円						
	一般	0千円		うち	県事業費	99,961千円											
国庫	99,961千円	市町村事業費	0千円														
調査の時期 周	<p>■周期：毎月</p> <p>■調査日：毎月末日現在 (12月は26日)</p> <p>※調査事項のうち、「就業状態」については、調査日を末日とする1週間の状態について調査する。</p>																
主要調査事項	<p>1 全ての世帯員について 男女の別、世帯主との続柄、出生の年月</p> <p>2 15歳以上の世帯員全員について (共通) 氏名、配偶の関係、調査期間の就業状態、 (就業者関係) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、所属の企業全体の従業者数、仕事の内容、勤めか自営かの別及び勤務先における呼称、雇用契約期間の定め及び1回当たりの雇用契約期間、調査期間の就業時間及び就業日数、1ヶ月間の就業日数 (求職者関係) 最近の求職活動の時期、就業の可能性、探している仕事の位置づけ (主にする仕事か又はかたわらにする仕事か)、求職の理由</p> <p>3 世帯について 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数 等</p>																
調査対象	単位	世帯															
	範囲	<p>国勢調査の調査区をもとに、総務大臣が指定する全国の約2,900調査区を調査地域とし、そのうち、総務大臣が定めた方法により都道府県知事が選定した抽出単位に居住する約4万世帯の世帯員約11万人が調査対象。うち県内は、144調査区、約2,400世帯の世帯員約4千5百人が調査対象。</p> <p>対象世帯は、2か月継続して調査され、また翌年の同時期2か月も対象となる (計4か月)。</p>															
調査の方法	調査員が調査票等を選定された住戸ごとに配布し、その住戸に住んでいる世帯が調査員へ調査票を提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施。																
調査機関 (調査系統)	総務省統計局一県 (指導員) - 調査員一世帯	指導員数	5人 (R7)														
		調査員数	105人 (R7)														
集計事項 および方法	<p>総務省統計局において次の調査結果の集計を行う。</p> <p>(1) 15歳以上人口 (2) 労働力人口 (3) 就業者 (4) 従業上の地位別就業者数 (5) 産業別就業者数 (6) 職業別就業者数 (7) 完全失業者 (8) 非労働力人口</p>																
公表の時期 および方法	県	<ul style="list-style-type: none"> 県結果を調査月の翌月末に公表 年平均を1月末に公表 															
	国	<ul style="list-style-type: none"> 総務省統計局において、全国結果を調査月の翌月末に公表 年平均を1月末に公表 															
結果の利用状況	<p>1 雇用問題、失業問題などの諸施策立案のための基礎資料</p> <p>2 国民経済計算推計の基礎資料</p> <p>3 労働力人口、産業、職業別就業者数、完全失業者数の毎月の動向を把握するための資料</p>																

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）		
調査の目的	国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国規模で小売店舗、サービス事業所及び関係機関から調査し、消費者物価指数（CPI）その他物価の動向及び構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。		
予算額	17,147千円	一般千円 内訳 国庫 17,147千円	県事業費 17,147千円 うち 市町村事業費 千円
調査の時期 周 期	(1) 動向編 ・月別価格調査 毎月12日を含む週の水・木・金曜日を調査日とし、いずれか1日の価格又は料金を調査する。 ・旬別価格調査 生鮮品目については、上・中・下旬の3旬別に調査を行う。 (2) 構造編 ・奇数月の12日を含む週の水・木・金曜日を調査日とし、いずれか1日の価格を調査する。		
主要調査事項	家計の消費支出の中で支出額の大きな品目534品目・713銘柄を調査している。 (1) 動向編 ・価格調査………小売店舗・事業所等から小売価格・料金を調査 ・家賃調査………不動産管理会社等から、家賃の月額及び住宅の延べ面積等を調査 (2) 構造編 ・価格調査………小売店舗から小売価格を調査		
調査対象	単位	小売店舗、事業所等	
	範囲	(1) 動向編 那覇市・沖縄市・名護市・宮古島市・石垣市・与那原町・本部町に所在する店舗等で、知事が指定する小売店舗及び事務所等 (2) 構造編 うるま市に所在する店舗	
調査の方法	調査員調査品目の調査は調査員が、都道府県調査品目の調査は県が、価格報告者に対し、調査品目の価格又は料金及びこれらに附帯する事項を質問することにより行う。		
調査機関 (調査系統)	総務大臣 県知事	指導員数	4人
	指導員 - 調査員 - 店舗・事業所等 (事業所・学校・市町村)	調査員数	16人 ※(1)動向編15人(2)構造編1人
集計事項 および方法	(1) 動向編 総務省統計局が結果を集計し、小売物価統計調査の結果及び消費者物価指数として公表。 (2) 構造編 総務省統計局が結果を集計し、消費者物価地域差指数として公表。		
公表の時期 および方法	県	県および那覇市の「消費者物価指数」は調査月の翌月に公表する。	
	国	(1) 動向編 「小売物価統計調査報告」及び「消費者物価指数」を調査月の翌月に公表。 (2) 構造編 「消費者物価地域差指数」を公表。	
結果の利用状況	消費者物価指数算出の基礎資料などとして広く利用されている。		

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）		
調査の目的	世帯における家計収支の実態を毎月把握して、国の経済政策、社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的とする。		
予算額	49,441千円	一般千円 内訳 国庫 49,441千円	県事業費 49,441千円 うち 市町村事業費 千円
調査の時期 周 期	毎月 第1期 1日～15日 第2期 16日～月の末日	国への提出期限 第1期 その月29日（単身 翌月の1日） 第2期 翌月の14日（単身 翌月の16日）	
主要調査事項	<p>1. 世帯員および住居等について 世帯員の続柄、性別、年齢、配偶関係、職業、産業および住居の種類、在学者の学校の種類等</p> <p>2. 収入（勤労者世帯及び無職世帯）と支出（全世帯）について 収入は世帯員ごとの種類と金額、支出は品目・支出金額・購入数量・用途、支出方法等</p> <p>3. 年間収入調査および貯蓄等調査（二人以上の世帯のみ）について 年間収入は勤め先年間収入、営業年間利益、内職年間収入、公的年金・恩給、農林漁業収入等。貯蓄等調査は貯蓄現在高、借入金および住宅などの建物・土地の購入計画など</p>		
調査対象	単位	世帯	
	範囲	総務省統計局長が指定する県内6市2町（那覇市・宜野湾市・石垣市・名護市・沖縄市・宮古島市・北谷町・八重瀬町）のうち、統計局長が指定する調査単位区内における二人以上の世帯276世帯（外国人世帯を除く）と単身世帯の23世帯	
調査の方法	調査票として家計簿（および年間収入調査票・貯蓄等調査票）を用い世帯主を申告者として自計申告により調査を行う。世帯、世帯員及び住居に関する事項等は世帯票によって調査員が聞き取り調査を行う。なお、家計簿等（調査票）は、調査員による取集又はオンライン調査により行う。		
調査機関 （調査系統）	総務省統計局－県（指導員）－調査員－世帯	指導員数	4人
		調査員数	23人（延べ人数）
集計事項 および方法	上記調査事項を統計局において、全国、都市階級別および地域別について集計する。		
公表の時期 および方法	県	家計調査結果の概況は、調査月の翌々月に公表する。 年報は年度末に公表する。	
	国	全国及び地方別の結果を、統計局においてホームページにて公表する。 「月平均結果」・・・調査月の翌々月上旬に公表 「年平均結果」・・・12月分結果の公表時に同時公表	
結果の利用状況	経済政策の基礎資料、需要予測、給与ベース算定、国民経済計算、公共料金改定、消費者物価指数のウェイトの算定など広く利用されている。		

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）第18条		
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年経済センサス - 基礎調査において設定した調査区を管理し、必要な修正を行うことにより、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。 経済センサスをはじめ、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施に当たり、調査区管理により調査区が変更になった事業所及び登記簿等の行政記録から追加された事業所などについて、『調査区台帳』を用いた効率的な調査区同定を行う。 		
予算額	310千円	一般 - 千円 内訳 国庫 310千円	県事業費 60千円 うち 市町村事業費 250千円
調査の時期 周 期	調査区管理修正報告基準日： 令和8年6月1日 周 期： 毎年（毎年、総務大臣が定める期日。年度によって報告基準日は異なる）		
主要調査事項	<p>1 調査区修正の有無の確認 毎年度総務大臣が指定する調査区管理修正報告基準日時点において、次の(1)～(3)の事由の有無を確認し報告する。</p> <p>(1) 区画整理、道路・河川等の新設・改修、災害等により地形・地物が著しく変化した場合、調査区内の企業数が著しく増減した場合など、現行の調査区のままでは、当該統計調査の実施上著しい支障が生じる場合</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく地方公共団体の名称の変更、廃置分合若しくは境界変更又は市町村相互間の変更があった場合</p> <p>(3) 調査区境界の変更にかかわらず、住居表示の実施など、調査区内の住所情報の変更があった場合</p> <p>2 調査区同定作業 調査区管理により調査区が変更になった事業所及び登記簿等の行政記録から追加された事業所など、調査区特定のため総務省統計局が調査区同定を行った結果、同定できなかった事業所について、調査区を確認する。</p>		
調査対象	単位	経済センサス調査区	
	範囲	全市町村	
調査の方法	平成21年経済センサス - 基礎調査において設定した調査区について、各市町村において修正を要する事由の有無を確認し、調査区管理関係書類を作成し、県へ報告。県において審査等を行ったうえで、国へ報告する。		
調査機関 (調査系統)	総務大臣 - 県知事 - 市町村長	指導員数	—
		調査員数	—
集計事項 および方法	—		
公表の時期 および方法	県	—	
	国	—	
結果の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 今後実施される経済センサス - 基礎調査及び - 活動調査の調査単位区域として利用 事業所又は企業を対象とする各種統計調査の調査単位区域及び抽出単位区域として利用 		

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）		
調査の目的	我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。		
予算額	147,024千円	一般 内訳 国庫 147,024千円	県事業費 21,751千円 うち 市町村事業費 125,273千円
調査の時期 周 期	令和8年6月1日現在。（予定） 5年毎に実施。（前回：令和3年6月1日）		
主要調査事項	1. 甲調査 [産業共通の基本的事項] ・事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、主な事業の内容、売上高、費用等の経理事項等 [産業別の特性事項] ・製造業：製造品出荷額、在庫額、加工賃収入額、原材料、燃料、電力の使用額等 ・卸売業、小売業：年間商品販売額、商品手持額、店舗形態、売場面積、営業時間等 2. 乙調査 ・事業所の名称、所在地、職員数、主な事業の内容等		
調査対象	全ての事業所・企業（農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く）および国・地方公共団体の事業所		
調査の方法	(1) 調査員調査 新設事業所及び既存事業所のうち直轄調査対象事業所を除く事業所に調査票を配布し、回収はオンライン、調査員回収又は郵送による。 (2) 直轄調査 国が契約する民間事業者を活用し、支所等を有する企業（個人経営以外）及び単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上）等に対し、調査票を郵送で配布、回収はオンライン又は郵送による。 (3) 乙調査 国・地方公共団体が各々の事業所に対し、電子メールによる調査票の配布・回収する方法。		
調査機関 (調査系統)	(1) 調査員調査 総務省・経済産業省－都道府県－市町村－ ー指導員－調査員－調査事業所 (2) 直轄調査 総務省・経済産業省－調査事業所 総務省・経済産業省－都道府県及び市町村－調査事業所 (3) 乙調査 総務省－都道府県－行政機関（都道府県） 総務省－都道府県－市町村－行政機関（市町村）	指導員数	77人 (R3調査時)
		調査員数	918人 (R3調査時)
集計事項 および方法	1 速報集計：企業等数、事業所数、従業者数、売上高など産業共通事項に係る集計。 2 確報集計：速報集計の項目のほか、産業別項目などすべての調査事項に係る集計。		
公表の時期 および方法	県	令和3年の調査結果は、速報は令和4年8月末公表、確報は令和5年12月28日に公表。	
	国	令和3年の調査結果は、速報は令和4年5月末公表、確報は令和4年9月より産業別等に順次公表。	
結果の利用状況	地方消費税の清算指標等の各種行政施策や学術研究の基礎資料。 事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する母集団情報。		

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）	
調査の目的	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料とする。	
予算額	3,892千円 内訳	一般 県事業費 3,362千円 うち 国庫 3,892千円 市町村事業費 530千円
調査の時期	5月1日現在	文部科学省への提出期限
周期	毎年	・「学校調査票」・・・7月10日 ・「学校調査票」以外の調査票・・・7月31日
主要調査事項	1. 学校調査、学校通信教育調査 … 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校の幼児、児童生徒数、教職員数等 2. 卒業後の状況調査 … 進学者、就職者及び卒業生数、就職者については産業分類別数 3. 学校施設調査 … 私立の各学校及び公立の幼保連携型認定こども園の学校建物の構造別、用途別、面積及び土地の用途別面積 4. 不就学学齢児童生徒調査 … 就学猶予者及び免除者数、前年度死亡者数、1年以上居所不明者数	
調査対象	単位	学校（但し、大学、短大、高専、国立大学附属学校を除く）
	範囲	1. 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び通信制課程を置く高等学校 2. 市町村教育委員会 3. 私立学校設置者
調査の方法	各学校毎に自計申告の方法による。	
調査機関（調査系統）	文部科学省 - 県 - 市町村 - 幼、幼保、小、中(私立を含む) 私立の各種学校・専修学校 └──────────┬────────── 高等学校、特別支援学校、県立の専修学校、県立の中学校	
集計事項および方法	県において、市郡別、学校種別に文部科学省所定の集計様式により集計する。 文部科学省は全国集計を行う。	
公表の時期	県	単独集計のうえ速報値を10月頃、確報値を3月頃にHPで公表する。
および方法	国	文部科学省において集計の結果を8月に速報、12月に確報をHPで公表する。
結果の利用状況	1. 地方交付税算出資料 2. 義務教育費国庫負担法、学校給食法、義務教育諸学校施設費国庫負担法等における基礎資料 3. 職業紹介指導ならびに新卒業者採用計画の参考資料 4. 教職員定数の資料 5. 卒業生の進学就職状況の地域別参考資料	

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）	
調査の目的	学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的とする。	
予算額	209千円	内訳 一般 県事業費 209千円 うち 国庫 209千円 市町村事業費
調査の時期 周 期	学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、4月から6月の間に実施。 文部科学省への提出期限 9月末 ※令和4・5年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、健康診断等の実施困難な状況を考慮し、年度内の実施と調査時期を拡大。その結果を翌年6月までに提出。 毎 年	
主要調査事項	1. 発育状態（身長、体重） 2. 健康状態（栄養状態、脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽喉疾患の有無、皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿、その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果）	
調査の範囲	範囲	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）
	対象	調査実施校に在籍する満5歳から17歳（4月1日現在）までの幼児、児童及び生徒のうち、発育状態は各調査実施校の一部の者、健康状態は各調査実施校の在学者全員。
調査の方法	自計方式であり、調査実施校は、「政府統計共同利用システム」（オンライン調査システム）を使用して電子調査票で報告する。	
調査機関 （調査系統）	文部科学省－沖縄県－調査実施校	
集計事項 および方法	文部科学省において、機械集計の方法によって全国集計を行う。	
公表の時期 および方法	県	なし
	国	結果は、調査年度の翌年2月頃に「学校保健統計調査報告書」としてインターネットに掲載して公表する。
結果の利用状況	保健行政の基礎資料（年度の全国、県平均の体位の比較）	

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 毎月勤労統計調査規則 (昭和32年労働省令第15号)																
調査の目的	事業所における勤労者の賃金、労働時間及び雇用について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにし、労働政策や経済政策などのための基礎資料を得ることを目的とする。																
予算額	14,862千円	内訳	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>14,862千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>14,862千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>14,862千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>14,862千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	一般	0千円	うち	県事業費	14,862千円	国庫	14,862千円	市町村事業費	0千円				
<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>0千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>14,862千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>14,862千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	一般	0千円	うち		県事業費	14,862千円		国庫	14,862千円	市町村事業費	0千円						
	一般	0千円		うち	県事業費	14,862千円											
国庫	14,862千円	市町村事業費	0千円														
調査の時期 周	■周期：毎月 ■調査日：毎月末現在 (給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)																
主要調査事項	1 事業所の主要な生産品又は事業の内容 2 給与支払い期間及び事業活動日数 3 事業所の規模 4 常用労働者数、出勤日数、実労働時間数、現金給与額 等																
調査対象	単位	事業所															
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類に定める16大産業（農業、林業、漁業、一般公務を除く）に属する常用労働者5人以上の事業所が対象 調査対象事業所は、経済センサス基礎調査結果をもとに厚生労働大臣が指定 全国では33,000事業所、うち県内では約480事業所が対象 (内訳) 第一種事業所 (常用労働者30人以上) : 約300事業所 (調査期間3年) 第二種事業所 (常用労働者5~29人) : 180事業所 (調査期間1年半) 															
調査の方法	<ul style="list-style-type: none"> 第一種事業所：事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式 (郵送調査方式)、または電子情報処理組織により提出する方式 (オンライン方式) 第二種事業所：統計調査員が事業主に対して質問し、調査票を作成する方式 (実地他計方式)、または電子情報処理組織により提出する方式 (オンライン方式) 																
調査機関 (調査系統)	第一種事業所：厚生労働省 - 県 - 事業所	指導員数	—														
	第二種事業所：厚生労働省 - 県 - 統計調査員 - 事業所	調査員数	15人 (R7)														
集計事項 および方法	■集計事項 (1) 常用労働者数 (一般労働者、パートタイム労働者) (2) 出勤日数 (3) 実労働時間数 (総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間) (4) 現金給与額 (現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、超過労働給与、特別に支払われた給与) ■集計方法 調査結果を全国調査分と地方調査分 (全国調査の調査事業所に地方調査のみの調査事業所を加えたもの) として、全国調査分は厚生労働省が、地方調査分は都道府県が集計する。																
公表の時期 および方法	県	<ul style="list-style-type: none"> 県結果を調査月の翌々月末に公表 年平均を2月末に公表 															
	国	<ul style="list-style-type: none"> 全国調査結果の速報を調査月の翌々月初旬に、確報を翌々月下旬に公表 年平均を2月下旬に公表 															
結果の利用状況	1 労働経済白書、月例経済報告、経済財政白書、景気動向指数などの資料 2 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定や政府の各種審議会などの資料 3 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定などの資料																

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 毎月勤労統計調査規則 (昭和32年労働省令第15号)		
調査の目的	常用労働者1人以上4人以下の事業所における勤労者の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施している常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を得ることを目的とする。		
予算額	※「毎月勤労統計調査」に一括計上		
調査の時期 周 期	■周 期：年1回 ■調査日：7月末日 (給与締切日の定めがある場合は7月の最終給与締切日)		
主要調査事項	1 事業所の主要な生産品又は事業の内容 2 給与支払い期間及び常用労働者数 3 事業所の規模 4 勤続年数、出勤日数、実労働時間数、現金給与額		
調査対象	単位	事業所	
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省において、経済センサスの事業所調査区をもとに設定した「毎勤調査区」を単位として指定した地域で、日本標準産業分類に定める16大産業に属する常用労働者1人～4人の事業所が対象。 県内は37調査区、約550事業所が対象。 	
調査の方法	統計調査員が事業主に対して質問し、調査票を作成する (実地他計方式)		
調査機関 (調査系統)	厚生労働省 - 県 - 統計調査員 - 事業所	指導員数	—
		調査員数	22人 (R7)
集計事項 および方法	上記調査事項を厚生労働省において全国単位及び都道府県単位に集計する。		
公表の時期 および方法	県	—	
	国	厚生労働省において、全国調査結果を1月末に公表	
結果の利用状況	<ol style="list-style-type: none"> 毎月勤労統計調査の補完 各種労働施策の基礎資料および国民所得の推計資料 		

(2) その他の国の統計調査

調査名：国勢調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法 第5条第2項 (基幹統計) 国勢調査令 (昭和55年政令第98号)														
調査の目的	日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。														
予算額	— 千円	内訳	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr><td>一般</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>国庫</td><td>— 千円</td></tr> </table> </td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td><td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>市町村事業費</td><td>— 千円</td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr><td>一般</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>国庫</td><td>— 千円</td></tr> </table>	一般	— 千円	国庫	— 千円	うち	県事業費	— 千円			市町村事業費	— 千円
<table border="0"> <tr><td>一般</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>国庫</td><td>— 千円</td></tr> </table>	一般	— 千円	国庫		— 千円	うち	県事業費	— 千円							
	一般	— 千円													
国庫	— 千円														
		市町村事業費	— 千円												
調査の時期	<p>■周期：5年毎 ■次回調査：令和12年10月1日現在</p> <p> ■前回調査：令和7年10月1日現在</p> <p>※西暦年の末尾が「0」の年は大規模調査として、また西暦年の末尾が「5」の年には簡易調査として行われる。</p>														
主要調査事項	<p>1 世帯員に関する事項 (※は大規模調査事項)</p> <p>(1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続柄 (5)配偶の関係 (6)国籍 (7)現在の住居における居住期間 (8)5年前の住居の所在地 (9)在学、卒業等教育の状況※ (10)就業状態 (11)所属の事業所の名称及び事業の種類 (12)仕事の種類 (職業) (13)従業上の地位 (14)従業地又は通学地 (15)従業地又は通学地までの利用交通手段※</p> <p>2 世帯に関する事項</p> <p>(1)世帯の種類 (2)世帯員の数 (3)住居の種類 (4)住宅の建て方</p>														
調査対象	単位	世帯													
	範囲	<p>・日本国内に常住する者。</p> <p>ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員 (随員やその家族を含む) 及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。</p>													
調査の方法	調査員が調査票及びオンラインID等を世帯ごとに同時に配布し、世帯が調査員へ調査票を提出する方法、郵送により提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施。														
調査機関 (調査系統)	総務省統計局—県—市町村—指導員—調査員—世帯	指導員数	1,078人 (R2)												
		調査員数	5,616人 (R2)												
集計事項および方法	(1)速報集計 (2)基本集計 (3)抽出詳細集計 (4)従業地・通学地集計 (5)人口移動集計 (6)小地域集計を総務省統計局が行う。 (全国、都道府県、市町村、町丁・字、基本単位区別)														
公表の時期および方法	県	国の公表後、順次、県及び市町村別に公表													
	国	総務省統計局において、集計の完了したものから、順次、インターネットへの掲載等により公表													
結果の利用状況	<p>【法定人口としての利用】</p> <p>衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準等</p> <p>【行政施策の基礎資料としての利用】</p> <p>保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料等</p>														

根拠法規		統計法 第2条第7項 (一般統計調査) 国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号																						
調査の目的		国勢調査実施計画の立案に当たり、調査環境の変化に対する確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。																						
予算額		<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">— 千円</td> <td style="text-align: center;">内訳</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">一般</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">国庫</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">うち</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>		— 千円	内訳	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">一般</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">国庫</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> </table>	一般	—	千円	国庫	—	千円	}	うち	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> </table>	県事業費	—	千円	市町村事業費	—	千円	}
— 千円	内訳	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">一般</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">国庫</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> </table>	一般	—	千円	国庫	—	千円	}	うち	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 5px;">—</td> <td style="padding-right: 5px;">千円</td> </tr> </table>	県事業費	—	千円	市町村事業費	—	千円	}				
一般	—	千円																						
国庫	—	千円																						
県事業費	—	千円																						
市町村事業費	—	千円																						
調査の時期		<p>■周 期：5年毎（本調査の2年前に実施）</p> <p>■次回調査：令和10年6月予定 前回調査：令和5年6月21日現在 ……本県は対象外 前々回調査：平成30年6月21日現在 ……対象：那覇市</p>																						
主要調査事項		<p>1 世帯員に関する事項 (1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続柄 (5)配偶の関係 (6)国籍 (7)現在の住居における居住期間 (8)5年前の住居の所在地 (9)在学、卒業等教育の状況 (10)就業状態 (11)所属の事業所の名称及び事業の種類 (12)仕事の種類（職業） (13)従業上の地位 (14)従業地又は通学地 (15)従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <p>2 世帯に関する事項 (1)世帯の種類 (2)世帯員の数 (3)住居の種類 (4)住宅の建て方</p>																						
調査対象	単位	世帯																						
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査に準じ、調査日現在で対象調査区に常駐する全ての人・世帯が対象。ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。 ・前回調査（R5）では、全国の8市区（7都県）で調査が実施され、本県は対象外。 ・前々回調査（H30）では、全国の8市区（7都府県）96調査区（1市区当たりおよそ12調査区）で調査が実施され、うち県内では那覇市内の12調査区で実施。 																						
調査の方法		調査員が調査票及びオンラインID等を世帯ごとに同時に配布し、世帯が調査員へ調査票を提出する方法、郵送により提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施。																						
調査機関 (調査系統)	総務省統計局—県—市町村— 調査員—世帯		指導員数	—																				
			調査員数	—																				
集計事項 および方法		総務省統計局において、調査票その他関係書類を審査・集計し、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。																						
公表の時期 および方法	県	—																						
	国	—																						
結果の利用状況		国勢調査実施計画の立案に必要な基礎資料																						

根拠法規		統計法 第2条第7項（一般統計調査） 国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号																						
調査の目的		国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえ、調査方法、調査事務、調査票の設計等についての最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における同調査の実施事務の準備に資することを目的とする。																						
予算額		<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">— 千円</td> <td style="text-align: center;">内訳</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">一般</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国庫</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">うち</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>		— 千円	内訳	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">一般</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国庫</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> </table>	一般	—	千円	国庫	—	千円	}	うち	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> </table>	県事業費	—	千円	市町村事業費	—	千円	}
— 千円	内訳	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">一般</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国庫</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> </table>	一般	—	千円	国庫	—	千円	}	うち	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">—</td> <td style="padding-right: 10px;">千円</td> </tr> </table>	県事業費	—	千円	市町村事業費	—	千円	}				
一般	—	千円																						
国庫	—	千円																						
県事業費	—	千円																						
市町村事業費	—	千円																						
調査の時期		<p>■周 期：5年毎（本調査の1年前に実施）</p> <p>■次回調査：令和11年6月予定 前回調査：令和6年6月19日現在</p>																						
主要調査事項		<p>1 世帯員に関する事項 (1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続柄 (5)配偶の関係 (6)国籍 (7)現在の住居における居住期間 (8)5年前の住居の所在地 (9)在学、卒業等教育の状況 (10)就業状態 (11)所属の事業所の名称及び事業の種類 (12)仕事の種類（職業） (13)従業上の地位 (14)従業地又は通学地 (15)従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <p>2 世帯に関する事項 (1)世帯の種類 (2)世帯員の数 (3)住居の種類 (4)住宅の建て方</p>																						
調査対象	単位	世帯																						
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区（1区）を含む）で実施。 ・本調査に準じ、調査日現在で対象調査区に常駐する全ての人・世帯が対象。ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。 ・前回調査（R6）では、都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区（1区）を含む52市区）の区域に属する令和2年国勢調査調査区の中から、地域特性ごとに選定する520調査区で調査を実施。うち県内は那覇市10調査区で実施。 																						
調査の方法		調査員が調査票及びオンラインID等を世帯ごとに同時に配布し、世帯が調査員へ調査票を提出する方法、郵送により提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施。																						
調査機関（調査系統）		指導員数	—																					
		調査員数	—																					
集計事項および方法		総務省統計局において、調査票その他関係書類を審査・集計し、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。																						
公表の時期および方法		県	—																					
		国	—																					
結果の利用状況		国勢調査実施計画の立案に必要な基礎資料																						

根拠法規		国勢調査令 第8条 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和55年総理府令第24号）																						
調査の目的		国勢調査の実施に当たり、国勢調査員の担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査の正確性を期するとともに、調査結果の集計及び各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とする。																						
予算額		<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">— 千円</td> <td style="text-align: center;">内訳</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国庫</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">うち</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">県事業費</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">市町村事業費</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>		— 千円	内訳	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国庫</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> </table>	一般	—	千円	国庫	—	千円	}	うち	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">県事業費</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">市町村事業費</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> </table>	県事業費	—	千円	市町村事業費	—	千円	}
— 千円	内訳	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国庫</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> </table>	一般	—	千円	国庫	—	千円	}	うち	{	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">県事業費</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">市町村事業費</td> <td style="padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding: 0 5px;">千円</td> </tr> </table>	県事業費	—	千円	市町村事業費	—	千円	}				
一般	—	千円																						
国庫	—	千円																						
県事業費	—	千円																						
市町村事業費	—	千円																						
調査の時期		<p>■周期：5年毎（本調査の1年前に実施）</p> <p>■次回調査：令和11年10月予定 前回調査：令和6年10月1日現在</p>																						
主要調査事項		<p>1 設定の基準</p> <p>(1) 調査区は、住居表示に関する法律にいう街区等に基づいて区画された「基本単位区」を単位として設定</p> <p>(2) 調査区は、一般調査区、特別調査区及び水面調査区の別に設定</p> <p>2 調査区関係書類の作成</p> <p>(1) 調査区地図 各調査区、基本単位区の位置、境界及び調査区を識別するために調査区番号を地図上に表示</p> <p>(2) 調査区一覧表 各調査区の所在地及び地域特性等、調査区の属性を記載 *調査区設定の関係資料とあわせて、公営住宅等情報の提出</p>																						
調査対象	単位	基本単位区及び調査区																						
	範囲	沖縄県全域（市町村単位で設定）																						
調査の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・基本単位区の点検・修正及び調査区の画定 ・調査区関係資料の作成・提出 *調査区関係書類の作成・提出は調査区管理システムを使用（調査区地図を除く） 																						
調査機関 （調査系統）	総務省統計局—県—市町村		指導員数	—																				
			調査員数	—																				
集計事項 および方法		—																						
公表の時期 および方法	県	—																						
	国	—																						
結果の利用状況		<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計調査、世論調査の調査単位区及び抽出単位区域として利用 ・小地域統計の最小単位及び任意の地域統計表章の基礎単位として利用 																						

根拠法規		統計法第2条第4項（基幹統計） 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）																					
調査の目的		わが国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的とする。																					
予算額		<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">一 千円</td> <td style="text-align:center;">内訳</td> <td style="font-size:2em; vertical-align:middle;">{</td> <td style="padding:0 10px;"> <table style="border:none;"> <tr> <td style="padding-right:10px;">一般</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> <td style="padding-right:10px;">うち</td> <td style="padding-right:10px;">{</td> <td style="padding-right:10px;">県事業費</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right:10px;">国庫</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> <td></td> <td style="padding-right:10px;">}</td> <td style="padding-right:10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		一 千円	内訳	{	<table style="border:none;"> <tr> <td style="padding-right:10px;">一般</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> <td style="padding-right:10px;">うち</td> <td style="padding-right:10px;">{</td> <td style="padding-right:10px;">県事業費</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right:10px;">国庫</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> <td></td> <td style="padding-right:10px;">}</td> <td style="padding-right:10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> </tr> </table>	一般	一	千円	うち	{	県事業費	一	千円	国庫	一	千円		}	市町村事業費	一	千円
一 千円	内訳	{	<table style="border:none;"> <tr> <td style="padding-right:10px;">一般</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> <td style="padding-right:10px;">うち</td> <td style="padding-right:10px;">{</td> <td style="padding-right:10px;">県事業費</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right:10px;">国庫</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> <td></td> <td style="padding-right:10px;">}</td> <td style="padding-right:10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right:10px;">一</td> <td style="padding-right:10px;">千円</td> </tr> </table>	一般	一	千円	うち	{	県事業費	一	千円	国庫	一	千円		}	市町村事業費	一	千円				
一般	一	千円	うち	{	県事業費	一	千円																
国庫	一	千円		}	市町村事業費	一	千円																
調査の時期		<p>■周 期：5年毎</p> <p>■次回調査：令和10年10月予定 前回調査：令和5年10月1日現在</p>																					
主要調査事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅等に関する事項 居室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、敷地の所有関係に関する事項 2 住宅に関する事項 構造、破損の有無、階数、建て方、種類、家賃又は間代に関する事項、建築時期、床面積、建築面積、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項 3 世帯に関する事項 世帯主又は世帯の代表者の氏名、種類、構成、年間収入 4 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 従業上の地位、通勤時間、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、別世帯の子に関する事項 5 住環境に関する事項 敷地に接している道路に関する事項 6 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 所有関係に関する事項、所在地、面積に関する事項、利用に関する事項 <p>※ 調査票甲は1～6の一部、調査票乙は1～6（調査票甲乙の割合：6対1）</p>																					
調査対象	単位	住戸・世帯																					
	範囲	前回調査（R5）では、令和2年国勢調査の調査区をもとに、全国の約20万調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している約340万住戸・世帯が対象。うち県内は、33市町村2,359調査単位区内の約4万住戸・世帯が対象。																					
調査の方法		調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出、郵送提出又はインターネットで回答する方法により実施																					
調査機関（調査系統）	指導員数	167人（R5）																					
	調査員数	829人（R5）																					
集計事項および方法		<p>総務省統計局において次の集計を行う。</p> <p>(1) 住宅及び世帯に関する基本集計、(2) 住宅の構造等に関する集計、(3) 土地集計、(4) 追加集計、(5) 住宅数概数集計を、 (全国、都道府県、市、区及び人口1万5千人以上の町村)</p>																					
公表の時期および方法	県	《R5調査結果》 国の公表後、県分を公表予定																					
	国	《R5調査結果》 令和6年9月以降、総務省統計局において集計の完了したのから、順次インターネット掲載等により公表（①住宅及び世帯、②構造、③土地）																					
結果の利用状況		<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用 ・国が作成する白書における分析での利用や都市・住宅・防災問題などの学術研究等に利用 																					

根拠法規		住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）											
調査の目的		住宅・土地統計調査の実施に先立って、国勢調査実施後の建物の着工・滅失による調査区間の住宅等のばらつきを平準化するとともに、調査地区を明確化することにより調査員の事務量を均衡化し、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図る。											
予算額		一 千円 内訳 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>一般</td> <td>一 千円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">うち</td> <td>県事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>一 千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> </table>		{	一般	一 千円	うち	県事業費	一 千円	国庫	一 千円	市町村事業費	一 千円
{	一般	一 千円	うち		県事業費	一 千円							
	国庫	一 千円		市町村事業費	一 千円								
調査の時期 周 期		■周 期：5 年毎（本調査の 1 年前に実施） ■次回調査：令和 10 年 2 月予定（本調査は令和 10 年 10 月予定） 前回調査：令和 5 年 2 月 1 日現在（本調査は令和 5 年 10 月実施）											
主要調査事項		1 住宅等の把握 2 調査区の画定 3 単位区設定図の作成 4 調査区情報の収集 1 住宅等に関する事項											
調査対象	単位	住戸											
	範囲	前回調査（R 4）では、令和 2 年国勢調査の調査区をもとに、総務大臣が指定する全国の約 20 万調査区が対象。うち県内は、33 市町村内の 2,359 調査区が対象。											
調査の方法		<ul style="list-style-type: none"> 調査区内の全ての建物を巡回し建物の用途を確認、住宅及び住宅以外で人が居住している建物をもれなく把握し、「単位区設定図」に国勢調査後の変化を補記・訂正し建物情報を更新する。 住宅の増加等により所定の基準を超える調査区については、世帯、住宅、建物の状況を確認した上で、調査区を分割し単位区を設定する。 幅 6 m 以上の道路や最寄りバス停留所までの距離など、住環境を明らかにするための調査区情報を収集する。 											
調査機関 （調査系統）		指導員数	226 人（R 4）										
		調査員数	—										
集計事項 および方法		—											
公表の時期 および方法		県	—										
		国	—										
結果の利用状況		—											

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 就業構造基本調査規則（昭和57年総理府令第25号）																
調査の目的	国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。																
予算額	一 千円	内訳	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>一 千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>一 千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>一 千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>一 千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> </table>	一般	一 千円	うち	県事業費	一 千円	国庫	一 千円	市町村事業費	一 千円				
<table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>一 千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>一 千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>一 千円</td> </tr> </table>	一般	一 千円	うち		県事業費	一 千円		国庫	一 千円	市町村事業費	一 千円						
	一般	一 千円		うち	県事業費	一 千円											
国庫	一 千円	市町村事業費	一 千円														
調査の時期	■ 周期：5年毎 ■ 次回調査：令和9年10月予定 前回調査：令和4年10月1日現在																
主要調査事項	1 15歳以上の世帯員に関する事項 (1) 全員について 基本的事項（氏名、男女の別、出生の年月等）、教育、居住地、収入の種類、訓練・自己啓発、育児・介護の状況 (2) 有業者について 主な仕事（仕事の内容、従業上の地位、雇用形態、雇用契約期間、年間収入、テレワークの実施状況等）、主な仕事以外の仕事、前職、初職 等 (3) 無業者について 就業の希望等（就業希望の有無、希望する仕事の種類・形態、求職活動の有無）、前職、初職 等 2 世帯について 世帯全体の年間収入、15歳未満の世帯人員																
調査対象	単位	世帯及び15歳以上の世帯員															
	範囲	前回調査（R4）では、令和2年国勢調査の調査区をもとに、総務大臣が指定する全国の約3万4千調査区が調査地域で、そのうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した建物に居住する約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人が調査対象。うち県内は、36市町村で660調査区、約1万世帯の15歳以上の世帯員約2万3千人が対象。															
調査の方法	調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出、郵送提出又はインターネットで回答する方法により実施																
調査機関（調査系統）	総務省統計局－県－市町村－指導員－調査員－世帯	指導員数	94人（R4）														
		調査員数	541人（R4）														
集計事項および方法	総務省統計局において次の集計を行う。 (1) 年齢階級別就業状態 (2) 産業別就業者 (3) 職業別就業者 (4) 就職希望意識 (5) 世帯の所得等に関する集計を、総務省統計局において行う。 （全国、都道府県、市部、政令指定都市、人口30万人以上の市、県内経済圏域）																
公表の時期および方法	県	国の公表後に県分を公表 ※前回調査結果（R4）は、令和5年9月29日に公表															
	国	総務省統計局においてインターネット掲載等により公表 ※前回調査結果（R4）は、令和5年7月21日に公表															
結果の利用状況	雇用政策や経済政策等の基礎資料																

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 全国家計構造調査規則（昭和59年総理府令第23号）		
調査の目的	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。		
予算額	一般 一千万円	内訳 国庫 一千万円	県事業費 一千万円 うち 市町村事業費 一千万円
調査の時期 周 期	基本調査・・・10月及び11月の2ヶ月間 簡易調査・・・10月末現在 個人収支状況調査・・・10月及び11月のうち1ヵ月 家計調査世帯特別調査・・・10月末現在 周 期 5年周期（前回調査は令和6年に実施。） ※1959年以降5年毎に実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直し。		
主要調査事項	基本調査 1. 収入及び支出に関する事項 2. 年間収入に関する事項 3. 貯蓄現在高に関する事項 4. 借入金残高に関する事項 5. 世帯及び世帯員に関する事項 6. 現住居に関する事項 7. 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 8. 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローン返済額 簡易調査 基本調査のうち「1. 収入及び支出に関する事項」を除いた7項目 個人収支状況調査 1. 18歳以上の世帯員の個人的な収支の内訳と金額に関する事項 家計調査特別調査 1. 家計調査では把握できない事項（世帯員の就業・就学状況、現住所の状況、住居以外の住宅・土地の保有状況等）		
調査対象	単位	二人以上の世帯・単身世帯	
	範囲	基本調査・簡易調査 全市及び総務省が指定する町村（令和6年は、今帰仁村、本部町、宜野座村、読谷村、南風原町、与那国町）で総務省が世帯数を指定（基本調査：二人以上の世帯410世帯・単身世帯82世帯）（簡易調査：二人以上の世帯550世帯・単身世帯110世帯） 個人収支状況調査 家計調査終了した二人以上の世帯 32世帯 家計調査特別調査 家計調査の10月・11月調査世帯、二人以上の世帯180世帯、単身世帯15世帯	
調査の方法	総務省統計局長の定める方法による。		
調査機関 (調査系統)	基本調査・簡易調査	指導員数	30人（延べ人数・令和6年）
	総務省統計局一県一市町村一指導員一調査員一調査世帯	調査員数	96人（延べ人数・令和6年）
	個人収支状況調査・家計調査特別調査	指導員数	4人（令和6年）
	総務省統計局一県一指導員一※調査員一調査世帯 ※調査員は、家計調査調査員が兼務	調査員数	23人（延べ人数・令和6年）
集計事項 および方法	家計収支、所得、資産・負債、年間収入資産分配等で編集。 総務省において集計。		
公表の時期 および方法	県	HPで、国の家計収支に関する結果を受けて公表予定（日程未定）	
	国	インターネット、刊行物等により調査実施年の翌年令和7年12月以降順次公表予定	
結果の利用状況	年金額の検討、介護保険料の検討、生活保護の検討、税制改正に伴う政策効果予測、所得・資産格差の現状把握など、経済施策のための基礎資料		

調査名：経済センサス-基礎調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）		
調査の目的	事業所・企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所・企業の活動状態等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。		
予算額	一般	— 千円	県事業費 — 千円
	— 千円 内訳	うち	
	国庫	— 千円	市町村事業費 — 千円
調査の時期 周 期	(1)甲調査（全ての民営事業所） 5年周期調査 令和6年6月1日現在で実施 令和6年からは国直轄 (2)乙調査（全ての国及び地方公共団体の事業所） 経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在で実施		
主要調査事項	(1)甲調査 令和6年から国直轄（民間事業者を活用したオンライン・郵送調査） ・事業所の名称、所在地、法人番号、経営組織、主な事業の内容、年間総売上金額、 資本金又は出資金・基金の額 他 (2)乙調査 ①既存事業所 事業所の名称、所在地、活動状態 ②新規把握事業所 ①に加え、職員数、事業の内容等		
調査対象	単位	事業所単位	
	範囲	全ての事業所（個人経営の農林漁業、個人の家庭で雇用されている家事サービス業、外国公務に属する事業所など一部事業所を除く）	
調査の方法	(1)甲調査 令和6年から国直轄（民間事業者を活用したオンライン・郵送調査） (2)乙調査 行政機関（市町村・都道府県・国）が、調査事業所に対し、Eメール等により調査票を送受信することにより行う。		
調査機関	(1)甲調査 総務省—調査実施事業者—調査事業所	指導員数	—
	(2)乙調査 総務省—都道府県—行政機関（都道府県） 総務省—都道府県—市町村—行政機関（市町村）	調査員数	—
集計事項 および方法	・事業所の活動状態に関する集計（県及び市区町村別結果） ・新規把握事業所に関する集計（産業分類、経営組織、従業者数、売上（収入）金額等）		
公表の時期 および方法	国：前回の令和元年基礎調査は、甲調査速報及び乙調査確報を令和2年6月30日に公表 甲調査確報を令和2年12月25日に公表 県：前回の令和元年基礎調査 甲調査確報を令和3年3月に公表		
結果の利用状況	・経済センサス活動調査の準備名簿、他の経済統計調査の標本抽出等に利用 ・各種行政施策や学術研究の基礎資料として利用		

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 農林業センサス規則 （昭和44年農林省令第39号）		
調査の目的	わが国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市区町村段階から全国段階別に 至る各段階別に明らかにし、農政の推進に必要な基礎的かつ総合的な資料を整備する。		
予算額	一般	— 千円	うち 県事業費 — 千円
	— 千円	内訳	うち 市町村事業費 — 千円
	国庫	— 千円	
調査の時期 周 期	次回 令和12年2月1日現在 5年毎（前回：2025年調査 令和7年2月1日現在）		
主要調査事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営体の概要（個人経営・団体経営） 2. 農林業経営の労働力（個人経営・団体経営・常雇い） 3. 土地の所有、賃貸等（農地、山林） 4. 農業生産（作目別の作付面積 畜種別飼養頭羽数） 5. 過去1年間の農林産物の販売（販売金額・部門別販売割合・出荷先） 6. 過去1年間の農林作業の受託（料金収入・作業別面積） 7. 農業経営の特徴的な取組（青色申告・有機農業・データ活用） 8. 農業生産関連事業 農林産物の販売金額及び農産物の部門別販売割合 9. 山林及び林業作業（作業別面積） 		
調査対象	単位	農林業経営体	
	範囲	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・ 頭数・販売金額が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）	
調査の方法	調査員が調査票を配布し収集する自計申告調査（調査員が内容確認）又はオンライン調査を原則 とし、例外的に郵送回収を実施。		
調査機関 （調査系統）	農林水産省－ 沖縄県 －市町村－指導員－調査員	指導員数	60人（2025年）
		調査員数	702人（2025年）
集計事項 および方法	農林水産省が集計の上全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成し、都道府県 に送付。		
公表の時期 および方法	国	全国結果表の詳細を、調査翌年の3月末以降インターネットにより公表 （2025年調査：令和8年3月末以降順次）	
	県	国の確定値公表後にインターネットにより公表（2025年調査：令和8年4月以降予定）	
結果の利用状況	<input type="checkbox"/> 地方交付税法に基づく交付金算定基礎として活用 <input type="checkbox"/> 農林行政施策の基礎資料として活用 <input type="checkbox"/> 農林統計調査の母集団として活用		

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）		
調査の目的	漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにし、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。		
予算額	一般 千円 — 千円 内訳	うち 国庫 — 千円	県事業費 — 千円 市町村事業費 — 千円
調査の時期	令和5年11月1日現在		
周期	5年毎（前回調査 平成30年11月1日現在）		
主要調査事項	<p>※漁業経営体調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営体数（経営組織別・漁業層別）、漁獲物の主な出荷先 ・ 漁船隻数、漁獲物・収穫物の販売金額 ・ 個人漁業経営体数（専業別、基幹的漁業従事者の男女・年齢階層別、後継者の有無別、兼業種類別） ・ 漁業就業者区分、男女年齢別漁業就業者数 <p>※なお、国の調査として、海面漁業地域調査、内水面漁業調査、流通加工調査が別に実施される。</p>		
調査対象	海面漁業経営体（令和5年：2,658経営体）		
調査の方法	自計申告を基本に、調査員による報告者への面接聞き取り又はオンライン調査		
調査機関 （調査系統）	農林水産省－沖縄県－市町村－調査員	指導員数	—
		調査員数	147人（令和5年） 客体把握調査48人 実査調査員128人 （うち兼任29人）
集計事項 および方法	農林水産省が集計の上全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成し、都道府県に送付。		
公表の時期	県	国の概要公表後に、沖縄県結果報告書をインターネット掲載等により公表。 （公表時期：調査の翌年度3月頃） ※2023年漁業センサス沖縄県結果報告書はR7年3月刊行	
	国	全国結果の概要をインターネット掲載等により公表。 （公表時期：確報 調査の翌年度12月以降順次公表）	
結果の利用状況	水産行政施策の基礎資料		

(3) 県単独事業

事業名： 推計人口

県 所 管 部 局	沖縄県企画部（統計課）	根 拠 法 規	<ul style="list-style-type: none"> ・統計法第24条第1項 ・沖縄県統計調査条例 第2条 （平成21年条例第17号） ・沖縄県人口移動報告実施要領
推 計 の 目 的	<p>本県各市町村の毎月の人口移動の状況を把握し、毎月1日現在の本県の総人口及び総世帯数、市町村別人口及び世帯数等を推計するとともに、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p>		
予 算 額	※統計普及・啓発促進事業費に計上		
推 計 の 時 期 周 期	毎月1日現在		
主 要 推 計 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の本県総人口、市町村別人口、男女別人口、日本人・外国人別人口 ・毎月の本県総世帯数、市町村別世帯数 		
推 計 の 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・5年毎に実施される国勢調査の人口及び世帯数を基礎にして、市町村が報告する毎月の出生数、死亡数、転入者数、転出者数及び世帯数の増減を順次加減して、翌月1日現在の人口及び世帯数として推計する。 ・なお、次回国勢調査人口がまとまった時点で、前回の国勢調査以降の推計値との間に生じた誤差を遡及して「補間補正」することとしている。 		
推 計 機 関	県		
協 力 機 関	全市町村		
公 表 の 時 期 及 び 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・月報を毎月月末に公表 ・年報（毎年10月1日現在の人口について、前年10月から9月までの人口移動を集計）を11月に発行 		
結 果 の 利 用 状 況	各種行政資料等として利用		

事業名： 県民経済計算

県 所 管 部 局	沖縄県企画部（統計課）	根 拠 法 規	
推 計 の 目 的	1年間の県民の経済活動の成果、いわゆる付加価値を、生産、分配、支出の三面から総合的かつ体系的に把握し、県民の所得水準、県経済の規模や構造及び循環のしくみを明らかにする。		
予 算 額	令和8年度 1,367千円	内訳 { 一般 1,367千円 { 国庫 千円	うち { 県事業費 1,367千円 { 市町村事業費 千円
推 計 の 時 期 周 期	対象年度の翌々年度に推計 毎年度		
主要推計事項	1 基本勘定 統合勘定 制度部門別所得支出勘定 2 主要系列表 経済活動別県内総生産（生産側：名目、実質、デフレーター） 県民所得及び県民可処分所得の分配 県内総生産（支出側：名目、実質、デフレーター） 3 付表 社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払） 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係） 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目） 経済活動別の就業者数及び雇用者数 4 関連指標		
推 計 の 方 法	内閣府が提示する「県民経済計算標準方式」に基づき、一次統計を基礎資料とし、関係機関への各種照会調査や国民経済計算のデータ等を利用して推計する。		
推 計 機 関	県		
公 表 の 時 期 及 び 方 法	対象年度の翌々年度 県ホームページや刊行物等により公表		
結果の利用状況	県政の基本計画をはじめ、行政施策の策定及び地域経済分析等の基礎資料として利用されている。		

事業名： 市町村民経済計算（市町村民所得）

県 所 管 部 局	沖縄県企画部（統計課）	根 拠 法 規	
推 計 の 目 的	市町村の経済活動を生産、分配の両面からとらえ、地域住民に最も身近な行政区域である市町村の経済規模、生産構造及び所得水準を明らかにする。		
予 算 額	「県民経済計算」事業に一括計上		
推 計 の 時 期 周 期	対象年度の翌々年度に推計 毎年度		
主要推計事項	<p>1 統計表</p> <p>市町村内総生産 市町村民所得 経済活動別市町村内総生産 市町村民所得の分配 要素別市町村民所得の分配</p> <p>2 参考表</p> <p>1人当たり市町村民所得 就業者1人当たり市町村内総生産（名目） 市町村別人口 市町村別就業者数（従業地ベース） （参考）市町村内総生産（実質：連鎖方式）【試算値】 （参考）市町村別労働力状態</p>		
推 計 の 方 法	「県民経済計算」の計数を、一次統計及び関係機関への各種照会調査等による各種指標で、市町村ごとに分割する方法により推計する。		
推 計 機 関	県		
公 表 の 時 期 及 び 方 法	対象年度の翌々年度 県ホームページや刊行物等により公表		
結果の利用状況	県及び市町村行政の基本計画をはじめ、行政施策の策定及び地域経済分析等の基礎資料として利用されている。		

事業名： 産業連関表

県 所 管 部 局	沖縄県企画部（統計課）	根 拠 法 規	
作 成 の 目 的	一定期間（通常1年間）において各産業間で行われた財・サービスの経常的な取引（生産及び販売の実態）を通じて、県経済の規模や構造、機能を明らかにし、経済構造の把握や波及効果分析等の指標として作成する。		
予 算 額	「県民経済計算」事業に一括計上		
作 成 の 時 期 周 期	対象年の5年後 （対象年とは、西暦の末尾が基本的に0と5の年（例：2015年（平成27年）、2020年（令和2年）） おおむね5年ごと		
作 成 事 項	1 統計表 35部門統合表 取引基本表（生産者価格評価） 投入係数表 逆行列係数表 雇用表		
作 成 の 方 法	国の「産業連関表作成基本要綱」、「地域産業連関表作成基本マニュアル」に基づき、商品流通調査や各種統計等を活用して作成する。		
作 成 機 関	県 （平成23年表までは、経済産業省及び内閣府沖縄総合事務局との共同作業）		
公 表 の 時 期 及 び 方 法	対象年の5年後 県ホームページや刊行物等により公表		
結果の利用状況	産業構造や産業部門間の相互依存関係など、県経済の構造を総合的に把握・分析することや、経済の将来予測や施策の効果の測定・分析等の基礎資料として利用されている。		

事業名： 鋳工業指数

県 所 管 部 局	沖縄県企画部（統計課）	根 拠 法 規	
作 成 の 目 的	鋳工業製品を生産する県内の事業所における生産、出荷、在庫の動向について、業種ごとに指数化して明らかにし、景気動向など経済分析の指標として作成する。		
予 算 額	「県民経済計算」事業に一括計上		
作 成 の 時 期 周 期	月報： 対象月の翌々月 年報： 対象年の翌年 基準改定： 5年ごと		
作 成 事 項	<p>1 月報 概況、鋳工業生産・出荷・在庫指数の推移、沖縄県鋳工業指数の推移、業種の動向、統計表／業種別指数（原指数・季節調整済指数）</p> <p>2 年報 鋳工業指数の動向（概況、業種別の動向、財別の動向） 統計表（業種別指数、財別指数） 鋳工業指数作成の概要 （作成の範囲、基準時、分類、採用品目、ウエイト、総合指数の算式、季節調整）</p>		
作 成 の 方 法	<p>1 月報 経済産業省生産動態統計調査、沖縄県鋳工業指数基礎調査等を用いてラスパイレス算式（基準時固定加重算術平均法：基準時の数量をウエイトとして計算）により算出</p> <p>2 年報 月報公表を基に年間補正等を行う</p>		
作 成 機 関	県		
公 表 の 時 期 及 び 方 法	月報： 対象月の翌々月 年報： 対象年の翌年 県ホームページや刊行物等により公表		
結果の利用状況	県の行政施策の基礎資料や景気動向の経済指標として利用されている。		

(4) その他の統計事業

- ① 統計調査の企画、研究及び統計分析の指導、県単独統計調査の企画設計、統計行政の研究、改善、各種統計指数の作成の指導
- ② 統計資料の刊行及び保管
沖縄の統計、統計年鑑、県勢要覧、100 の指標からみた沖縄県のすがた等の編集刊行及び各種統計資料の保管
- ③ 統計思想の普及
県民への統計思想の普及強化、県及び市町村統計職員の研修、統計グラフコンクールの実施
- ④ 統計功績者表彰伝達式及び統計グラフコンクール入賞者表彰式
 - 国から表彰を受けた統計功労者に対する表彰の伝達
 - 統計グラフ全国コンクール表彰の伝達
 - 沖縄県統計功績者に対する表彰及び統計グラフコンクール入賞者の表彰
 - 統計講演会の開催及び統計普及活動
- ⑤ 統計調査員確保対策事業
- ⑥ 統計指導者講習会

[参 考 资 料]

5 市町村統計主管課一覧

令和8年4月1日現在

市町村名	統計主管課	郵便番号	所在地	電話番号	F A X	代表アドレス	
市	那 覇 市	企 画 財 務 部 企 画 調 整 課	900-8585	那覇市泉崎1-1-1	098-951-3223	098-862-4263	k-toukei001@city.naha.lg.jp
	宜 野 湾 市	企 画 部 企 画 政 策 課	901-2710	宜野湾市野嵩1-1-1	098-893-4103	098-892-7022	toukei@city.ginowan.lg.jp
	石 垣 市	企 画 部 D X 課	907-8501	石垣市字真栄里672	0980-83-1672	0980-82-1911	ko-to@city.ishigaki.lg.jp
	浦 添 市	企 画 部 企 画 課	901-2501	浦添市安波茶1-1-1	098-876-6828	098-879-7224	kikaku@city.urasoe.lg.jp
	名 護 市	企 画 部 企 画 政 策 課	905-8540	名護市港1-1-1	0980-53-1212 (内線293)	0980-53-6210	toukei@city.nago.lg.jp
	糸 満 市	企 画 部 政 策 推 進 課	901-0392	糸満市潮崎町1-1	098-840-8183	098-840-8157	toukei@city.itoman.lg.jp
	沖 縄 市	企 画 部 D X 推 進 課	904-8501	沖縄市仲宗根町 26-1	098-894-6138	098-934-3830	a28touke-data@city.okinawa.lg.jp
	豊 見 城 市	企 画 部 企 画 調 整 課	901-0292	豊見城市宜保1-1-1	098-850-0364	098-850-5343	toukei-g@city.tomigusuku.lg.jp
	う る ま 市	企 画 部 企 画 政 策 課	904-2292	うるま市みどり町 1-1-1	098-973-5005	098-979-7340	toukei@city.uruma.lg.jp
	宮 古 島 市	企 画 政 策 部 企 画 調 整 課	906-8501	宮古島市平良字西 里1140	0980-72-4878	0980-72-3795	pk.toukei@city.miyakojima.lg.jp
	南 城 市	企 画 部 ま ち づ くり 推 進 課	901-1495	南城市佐敷字新里 1870番地	098-917-5394	098-917-5424	machi@city.nanjo.lg.jp
国 頭 郡	国 頭 村	企 画 政 策 課	905-1495	国頭村字辺土名121	0980-41-2621	0980-41-5910	kikakuseisakusection@vill.ku nigami.lg.jp
	大 宜 味 村	企 画 観 光 課	905-1392	大宜味村字大兼久 157	0980-44-3007	0980-44-3139	kikaku@vill.ogimi.lg.jp
	東 村	総 務 財 政 課	905-1292	東村字平良804	0980-43-2201	0980-43-2457	soumu@vill.okinawa-higashi.lg.jp
	今 帰 仁 村	企 画 財 政 課	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2114	0980-56-2178	keiyaku@vill.nakijin.lg.jp
	本 部 町	企 画 商 工 観 光 課	905-0292	本部町字東5	0980-47-2702	0980-47-4576	kikaku@town.motobu.okinawa.jp
	恩 納 村	企 画 課	904-0492	恩納村字恩納2451	098-966-1201	098-966-2779	kikaku@vill.onna.lg.jp
	宜 野 座 村	企 画 課	904-1392	宜野座村字宜野座 296	098-968-5100	098-968-5037	kikaku@vill.ginoza.lg.jp
	金 武 町	企 画 課	904-1292	金武町字金武1	098-968-6262	098-968-6270	toukei_kin@town.kin.lg.jp
伊 江 村	企 画 課	905-0592	伊江村字東江前38	0980-49-5812	0980-49-5601	seisaku@vill.ie.lg.jp	

市町村名	統計主管課	郵便番号	所在地	電話番号	F A X	代表アドレス	
中頭郡	読谷村	ゆたさむら推進部 デジタル社会推進課	904-0392	読谷村字座喜味 2901	098-982-9203	098-982-9204	info-densan@vill.yomitan.lg.jp
	嘉手納町	企画財政課	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111 (内線232)	098-956-9508	kikakuishin@town.kadena.okinawa.jp
	北谷町	総務部 企画財政課	904-0192	北谷町字桑江1-1-1	098-936-1234 (内線1313)	098-936-7474	kikakuzaiseika@town.chatana.lg.jp
	北中城村	企画振興課	901-2392	北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2269	098-935-5536	kikaku@vill.kitanakagusuku.lg.jp
	中城村	企画課	901-2493	中城村字当間585-1	098-895-2138	098-895-3048	kikaku@vill.nakagusuku.lg.jp
	西原町	総務部 企画財政課	903-0220	西原町字与那城 140-1	098-945-4533	098-946-6086	toukei@town.nishihara.lg.jp
島尻郡	与那原町	総務課	901-1392	与那原町字上与那 16	098-945-2201	098-946-6074	toukei47baru@town.yonabaru.lg.jp
	南風原町	総務部 企画財政課	901-1195	南風原町字兼城686	098-889-0187	098-889-7657	H8890187k@town.haebaru.lg.jp
	渡嘉敷村	総務課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321	098-987-2560	s-soumu@vill.tokashiki.lg.jp
	座間味村	総務課	901-3496	座間味村字座間味 109	098-987-2311	098-987-2004	bousai@vill.zamami.lg.jp
	栗国村	総務課	901-3792	栗国村字東367	098-988-2016	098-988-2206	soumu@vill.aguni.okinawa.jp
	渡名喜村	総務課	901-3692	渡名喜村1917-3	098-989-2002	098-989-2197	tonaki_soumu001@vill.tonaki.lg.jp
	南大東村	総務課	901-3895	南大東村字南144-1	09802-2-2001	09802-2-2669	info@vill.minamidaito.okinawa.jp
	北大東村	総務課	901-3992	北大東村字中野218	09802-3-4001	09802-3-4406	kikaku@vill.kitadaito.lg.jp
	伊平屋村	企画財政課	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2005	0980-46-2956	kikaku@vill.ihaya.lg.jp
	伊是名村	総務課	905-0695	伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001	0980-45-2467	iz-soumu@vill.izena.lg.jp
	久米島町	総務課	901-3193	久米島町字比嘉 2870	098-985-7121	098-985-7080	soumu@town.kumejima.lg.jp
	八重瀬町	総務部 企画財政課	901-0492	八重瀬町字東風平 1188	098-998-2668	098-998-4745	kikaku@town.yaese.lg.jp
宮古郡	多良間村	総務財政課	906-0692	多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011	0980-79-2120	soumutrm@vill.tarama.lg.jp
八重山郡	竹富町	政策推進課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-83-0507	0980-82-6199	seisaku@town.taketomi.lg.jp
	与那国町	企画財政課	907-1801	与那国町字与那国 129	0980-87-3577	0980-87-2079	kikaku@town.yonaguni.lg.jp

6 令和7年度に刊行した統計報告書一覧表

所管	刊 行 物 名	刊行 時期	刊行 部数	内 容
県 単 独 事 業	令和4年度 沖縄県市町村民経済計算 (沖縄県市町村民所得)	4月	150冊	市町村の経済活動を生産、分配の両面からとらえ、地域住民に最も身近な行政区域である市町村の経済規模、生産構造及び所得水準を明らかにし収録したもの
	令和4年度 県民経済計算	1月	195冊	1年間の県民の経済活動の成果、いわゆる付加価値を、生産、分配、支出の三面から総合的かつ体系的に把握し、県民の所得水準、県経済の規模や構造及び循環のしくみを明らかにし収録したもの
	令和7年人口移動報告年報 (令和6年10月～令和7年9月)	11月	80冊	国勢調査による人口を基に、その後の自然動態や社会動態の動きから毎月1日現在の人口を推計しており、10月1日時点での1年間の県及び市町村の人口移動状況を収録したもの
	第68回沖縄県統計年鑑 令和7年版	3月	245冊	沖縄県の土地、人口、経済、社会、教育、文化などの各分野にわたり、重要で基礎的な資料を総合収録したもの
	みえる・わかる・おきなわ (令和8年沖縄県勢要覧)	3月	2,400冊	沖縄県の地図、人口、経済、社会、教育などの主要指標のグラフや市町村の基礎的な資料を収録したもの

※県民経済計算については、編集時点で令和5年度版が未刊行のため、前年度の刊行実績を記載。

7 総務大臣へ届出を行った統計調査一覧

7 総務大臣へ届出を行った統計調査一覧（平成17年度～）

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
R7	商工労働部	労働政策課	新規	R7	沖縄県産業人材育成計画（仮称）に関するニーズ調査	国や民間との役割分担を踏まえつつ、沖縄県の社会ニーズに応じた人材育成の現状分析と課題の整理を行い、労働行政推進上の基礎資料とするため	調査期間：令和7年7月4日～9月30日 調査周期：1回限り 調査対象：3,000事業所 （母集団の大きさ：約25,000事業所） 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
	子ども未来部	子ども若者政策課	変更	R7	沖縄子ども調査（高校生）	沖縄県の子ども及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等の把握・分析を行い、こどもの貧困対策の効果的な実施や、施策の評価に活用するため	調査期間：令和7年9月中旬～9月下旬 調査周期：不定期（概ね3年） 調査対象：【生徒票】高校2年生13,700人 【保護者票】生徒の保護者13,700人 調査方法：①郵送調査 ②その他（学校で配布・回収）
	子ども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	変更	R7	男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査	男女共同参画社会の形成に関する県民の意識を把握し、男女共同参画施策の基礎資料とするため	調査期間：令和7年9月8日～10月5日 調査周期：5年 調査対象：約3,800人 （母集団数：1,079,985人） 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
R6	保健医療介護部	健康長寿課	変更	R6	県民健康・栄養調査	県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21（第3次）」をはじめとする総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため	調査期間：令和6年10月～令和6年11月 調査周期：不定期 調査対象：約1,500人 令和6年国民健康・栄養調査と同様の手法（令和2年国勢調査地区より当該市町村内の10地区を無作為に選定し、住民基本台帳や現地調査にて確認する） 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査 ③調査員調査
	環境部	環境整備課	変更	R6	産業廃棄物実態調査	廃棄物処理計画（廃棄物処理法第5条の5）策定に向け、その基礎資料となる県内における産業廃棄物の発生・排出量、再生利用量、最終処分量を把握するため	調査期間：令和6年8月中旬～10月中旬 調査周期：5年 調査対象：約4,200事業所 調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベース（年次フレーム）を母集団情報として、業者別、従業者規模別（建設業事業については、資本金規模別）に全数又は無作為抽出により選定 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
R5	土木建築部	都市計画・モノレール課	変更	R5	沖縄本島中南部都市圏パースントリップ調査	沖縄県本島中南部都市圏（読谷村～うるま市以南17市町村）の都市交通における課題等の分析及び各種施策を検討し、都市交通施策検討及びまちづくりの計画（都市計画、防災計画等）に際しての重要な基礎資料とするため	調査期間：令和5年9月1日～11月30日 調査周期：不定期 調査対象：【世帯票】約11,000世帯 【個人票】約23,000人 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
	文化観光スポーツ部	観光政策課	変更	R5	観光統計実態調査	沖縄県民による県内観光旅行者数及び観光消費額を推計し、県民旅行の実態を把握するとともに、観光消費による経済波及効果推計の基礎資料とするため	調査期間：毎年1月～2月、7月～8月、10月～11月 調査周期：その他（年3回） 調査対象：県内約1000人 県内在住で対象期間中に県内旅行へ行った者 調査方法：①オンライン調査
	文化観光スポーツ部	観光政策課	新規	R5	航空乗客混在率調査	航空乗客に占める沖縄県外・県内在住者の割合を調査し、入城観光客数算出にあたっての基礎数値として活用するため	調査期間：6月、8月、11月、2月の各月任意の2日間 調査周期：不定期 調査対象：県内約100,000人 県内4空港から航空機を利用して県外へ出城する者 調査方法：①調査員調査

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
R4	商工労働部	中小企業支援課	新規	R4	沖縄県中小企業者事業継続実態調査	新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響や、将来的な人口減少など中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況である。黒字廃業や高い後継者不在率等による企業の減少は、経済活動の停滞のみならず、県民生活ひいては地域の維持に大きな影響を与えかねないことから、貴重な経営資源の引継ぎに向けた施策の検討に資する基礎資料の作成・支援ニーズの把握するため	調査期間：令和4年6月～7月中旬 調査周期：不定期 調査対象：県内33,285社 沖縄県内に主たる事業所を有し、かつ、従業員2人以上の全中小企業者（個人事業主含む） 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
	商工労働部	情報産業振興課	変更	毎年	おきなわITセンサス（変更前：情報通信関連企業の雇用状況等調査）	沖縄県内の情報通信関連企業の現状および産業の集積状況を把握し、産業振興施策に活用するため	調査期間：毎年7月～9月下旬 調査周期：1年 調査対象：県内約900社 沖縄県が所有している企業一覧に登録企業 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査 ③その他（民間事業者が電話で聞き取り調査）
	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	新規	R4	沖縄県ヤングケアラー実態調査	ヤングケアラーは、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるものの、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。県内児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、ヤングケアラーの早期発見と支援施策等の検討を行うための基礎資料とするため	調査期間：令和4年9月12日～10月28日 調査周期：1回限り 調査対象：県内約136,000人 県教育委員会が作成した学校一覧を母集団情報として、県内の小学5年生から高校3年生の児童生徒（特別支援学校等を含む）全て 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
	文化観光スポーツ部	MICE推進課	変更	R4 (毎年)	沖縄県MICE開催実態調査	平成29年度に策定した「沖縄MICE振興戦略」に基づく具体的施策の効果を検証し、今後の改善に向けた基礎資料とする本県のMICE開催実態を把握するため	調査期間：毎年10月下旬～次年の1月下旬 調査周期：1年 調査対象：県内約500事業者（母集団数約600事業者） 委託事業者が独自に整備している事業者リストから選定（有意抽出） 調査方法：郵送調査（MICE関連施設へ調査票を郵送し、報告者は郵送により調査票を提出）

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
R3	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	新規	R3 (毎月)	石油製品価格調査	沖縄県内の石油製品の小売価格を把握し、県民にホームページで公表するため	調査期間：毎月月末(末日に土休日に当たる場合には、その直後営業日) 調査周期：毎月 調査対象：県内調査に協力的なサービスステーションの多い事業所から、事業規模・圏域・元売り系列等を考慮して5事業所を選定。 調査方法：①オンライン調査 ②その他(沖縄県が報告者に対してFAXにより調査票を配布し、報告者は調査票に記入のうえ、FAXで調査票を提出する)
	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	新規	R3	沖縄子ども調査(小中学生調査)	沖縄県の子どもの及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等の把握・分析を行い、子どもの貧困対策の効果的な実施や、施策の評価等活用するため	調査期間：令和3年10月上旬～10月下旬 調査周期：不定期 調査対象：県内約20,000世帯(母集団数約300,000世帯)(無作為抽出) 県内在住の0歳から17歳の子どもの保護者5%と、小学校5年生と中学2年生の児童・生徒及びその保護者20%の人数。 調査方法：①オンライン調査 ②その他(学校等で配布・回収)
	保健医療部	健康長寿課	変更	R3 (5年毎)	県民健康・栄養調査	県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21(第2次)」をはじめとする総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため	調査期間：令和3年11月～12月中旬 調査周期：5年 調査対象：県内約2,800人(母集団数約1,221,800人)満15歳以上の世帯員がいる世帯。 6保健所管内の人口比による地区数を割り出し、市町村を無作為に選定後、平成27年国勢調査地区より当該市町村内の25地区を無作為に選定。 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
	企画部	統計課	変更	R3	沖縄県商品流通調査	沖縄県が作成する「令和2年沖縄県産業連関表」作成のための基礎資料を得るため、商品流通状況の把握するため	調査期間：令和3年11月1日～11月30日 調査周期：5年 調査対象：工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、出荷額及び生産額の上位約480事業所を選定(有意抽出) 調査方法：郵送調査
	文化観光スポーツ部	MICE推進課	変更	R3 (毎年)	沖縄県MICE開催実態調査	平成29年度に策定した「沖縄MICE振興戦略」に基づく具体的施策の効果を検証し、今後の改善に向けた基礎資料とする本県のMICE開催実態を把握するため	調査期間：毎年10月下旬～次年の1月下旬 調査周期：1年 調査対象：県内約500事業者(母集団数約600事業者)委託事業者が独自に整備している事業者リストから選定(有意抽出) 調査方法：郵送調査(MICE関連施設へ調査票を郵送し、報告者は郵送により調査票を提出)
R2	文化観光スポーツ部	MICE推進課	新規	R2	沖縄県MICE開催実績調査	平成29年度に策定した「沖縄MICE振興戦略」に基づく具体的施策の効果を検証し、今後の改善に向けた基礎資料とする本県のMICE開催実態を把握するため	調査期間：毎年7月下旬～次年の1月下旬 調査周期：1年 調査対象：県内約500事業者(母集団数約600事業者)委託事業者が独自に整備している事業者リストから選定(有意抽出) 調査方法：①調査員調査 ②郵送調査
	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	新規	R2	沖縄子ども調査(未就学児調査)	沖縄県の子どもの貧困対策を効果的に実施する上で必要となる就学前の子ども及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等を把握するため	調査期間：令和2年9月上旬～9月下旬 調査周期：不定期(概ね3年) 調査対象：県内約12,500世帯(母集団数約90,000世帯)(無作為抽出) 県内在住の就学前の子どものうち1歳児の約半数と5歳児の約4分の1の人数 調査方法：①郵送調査 ②その他(保育所等で配布・回収)
	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	変更	R2 (5年毎)	男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査	男女共同参画社会の形成に関する県民の意識を把握し、男女共同参画施策の基礎資料を得るため	調査期間：令和2年8月下旬～9月下旬 調査周期：5年 調査対象：県内の20歳以上の男女 標本数7,500(母集団数約100万人) (無作為抽出) 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査
	環境部	環境整備課	変更	R2 (概ね5年)	産業廃棄物実態調査	廃棄物処理計画(廃棄物処理法第5条の5)策定に向け、その基礎資料となる県内における産業廃棄物の発生・排出量、再生利用量、最終処分量を把握するため	調査期間：令和3年1月～2月 調査周期：概ね5年、1年を超える又は不定期の場合の直近の実施年：平成26年 調査対象：調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベース(年次フレーム)を母集団情報として、業種別、従業者規模別に全数約60,000事業所のうち、約4,200事業所を無作為抽出により選定 調査方法：郵送調査

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
R1	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	新規	R1	沖縄子ども調査(高校生調査)	沖縄県の子どもの貧困対策を効果的に実施する上で必要となる高等学校の生徒及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等を把握するため	調査期間：令和元年11月上旬～11月下旬 調査周期：不定期(概ね3年) 調査対象：県内約7,250世帯(母集団数約45,000世帯) (無作為抽出) 県立高校に在籍する生徒うち2年生 調査方法：①郵送調査 ②その他(学校で配布・回収)
	商工労働部	情報産業振興課	新規	毎年	情報通信関連企業の雇用状況等調査	沖縄県内の情報通信関連企業の現状および産業の集積状況を把握し、産業振興施策に活用するため	調査期間：毎年1月中旬～3月下旬 調査周期：1年 調査対象：県内約900社 沖縄県が所有している企業一覧に登録全企業 調査方法：①郵送調査 ②オンライン調査 ③その他(民間事業者が電話で聞き取り調査)
H30	商工労働部	中小企業支援課	新規	H30	沖縄県買物動向調査	多種多様化する消費者の買物行動を定期的・広域的に把握し、県、市町村及び各支援機関が商業、商店街の活性化支援並びにまちづくり等の各種施策の基礎資料として活用するため	調査期間：平成30年5月下旬～9月上旬 調査周期：不定期(概ね3年～4年) 調査対象：県内の約10,000世帯 (無作為抽出、有意抽出) 調査方法：①調査員調査、オンライン調査(民間委託) ②その他(村職員) (※村職員が報告者に対し調査票を配布・回収)
	土木建築部	住宅課	変更	H30 (5年毎)	住生活総合調査拡大調査	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るため	調査期間：平成30年11月～12月 調査周期：5年 調査対象：県内の4,992世帯(無作為抽出) (※平成30年に総務省統計局が行う住宅・土地統計調査の調査対象世帯) 調査方法：調査員調査、郵送調査、オンライン調査(民間委託)
	文化観光スポーツ部	観光振興課	新規	毎年 (年2回)	沖縄リゾートウエディング統計調査	沖縄県内におけるリゾートウエディングの実施状況を把握し、効果的な誘客戦略の立案や誘客宣伝、県内関係企業との連携等を行うための基礎資料を得るため	調査期間：上期 毎年1月～6月 下期 毎年1年間(1月～12月) 調査周期：半年 調査対象：日本標準産業分類に掲げる大分類「生活関連サービス業、娯楽業」のうち「結婚式場業」を営む事業者及び「学術研究、専門・技術サービス業」のうち「写真業(商業写真業を除く)」を営む事業者(全数) 調査方法：郵送調査、オンライン調査
	文化観光スポーツ部	観光振興課	新規	毎年 (年2回)	市町村リーガルウエディング実施組数調査	沖縄県内におけるリーガルウエディングの実施状況を把握し、リーガルウエディングの受入体制の整備、効果的な誘客戦略の立案や誘客宣伝等を行うための基礎資料を得るため	調査期間：上期 毎年1月～6月 下期 毎年7月～12月 調査周期：半年 調査対象：県内市町村(全数) 調査方法：郵送調査、オンライン調査
H29	商工労働部	労働政策課	新規	H29 (3年毎)	沖縄県労働環境実態調査	労働条件の整備状況、離職率や非正規雇用の割合等を把握し、雇用の質の向上に向け、現状分析及び課題整理を行い、今後の施策充実に資する基礎資料を作成するため	調査期間：平成29年9月15日～11月15日 調査周期：3年 調査対象：日本標準産業分類に掲げる大分類に属し、従業者数が1人以上の事業所及び当該事業所に勤める従業員(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(民間委託)
	保健医療部	健康長寿課	新規	H29	市町村生活習慣等実態調査 ①栄養摂取状況調査票 ②生活習慣調査票	市町村において実施可能な健康実態調査の手法や評価方法を確立するために、積極的に実態調査を実施することで、市町村毎の生活習慣等の現状を把握し、各市町村の健康づくりを推進するための基礎資料を得るため	調査期間：平成29年11月下旬～平成30年1月中旬 調査周期：1回限り 調査対象：沖縄県内9市町村の満20歳以上の住民(無作為抽出) 調査方法：郵送調査、調査員調査 (※基本的に調査票の配布回収は郵送調査とするが、調査票回収が必要数に達しない場合、調査員が報告者を訪問し、記入済調査票の回収を行う)
H28	保健医療部	健康長寿課	変更	H28 (5年毎)	県民健康・栄養調査 ①身体状況調査票 ②口腔内状況調査票 ③栄養摂取状況調査票 ④生活習慣調査票	沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21(第2次)」をはじめとする総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため	調査期間：平成28年10月～12月中旬 調査周期：5年 調査対象：県内の世帯及び世帯員(無作為抽出) 調査方法：職員による調査 (※①②設置した健診会場に報告者が来所し調査。③④保健所職員が報告者が訪問し、調査票を配布・回収)
	保健医療部	健康長寿課	新規	H28	栄養摂取状況調査方法の相関調査	県民健康・栄養調査で実施している食事秤量法と、食事暦法との相関式を得るため	調査期間：平成28年10月～12月中旬 調査周期：1回限り 調査対象：県内の世帯及び世帯員(無作為抽出) (※県民健康・栄養調査における栄養摂取状況調査対象者) 調査方法：職員による調査 (※保健所職員が報告者を訪問し、調査票を配布・回収)
	企画部	統計課	変更	H28 (5年毎)	沖縄県商品流通調査	本県における主要な商品について、その流通状況などを把握し、「沖縄県産業連関表」を作成するための基礎資料を得るため	調査期間：平成28年10月24日～11月30日 調査周期：5年 調査対象：工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿から、出荷額上位370事業所を選定(有意抽出) 調査方法：郵送調査

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
H27	子ども生活福祉部	平和援護・男女参画課	新規	H27 (5年毎)	男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査	男女共同参画社会の形成に関する県民の意識を把握し、男女共同参画施策の基礎資料を得るため	調査期間：平成27年8月31日から10月中旬 調査周期：5年 調査対象：県内の20歳以上の男女(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(民間委託)
	保健医療部	健康長寿課	新規	H27	受動喫煙に係る実態調査	受動喫煙による健康被害をなくし、健康で住みよい沖縄県を推進していくため、現在の状況及び意識や要望を把握し、今後の受動喫煙防止対策の推進方策のための基礎資料を得るため	調査期間：平成27年12月末～平成28年1月 調査周期：1回限り 調査対象：県内にある各事業所、公共施設等多くの人が集まる施設とその従業員(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(民間委託)
H25	土木建築部	住宅課	変更	H25 (5年毎)	住生活総合調査拡大調査	居住環境を含む住生活全般の実態や居住者の意向・満足度等を把握し、さらに住宅・土地統計調査とリンクして集計・分析、住宅施策の基礎資料とするため	調査期間：平成25年11月21日～12月10日 調査周期：5年 調査対象：県内の約4,700世帯(無作為抽出) (※平成25年住宅・土地統計調査対象調査区常住の普通世帯) 調査方法：調査員調査(市町村委託)
	文化観光スポーツ部	文化振興課	新規	H25	文化活動実態調査 ①県民文化活動調査アンケート ②観光客文化活動調査アンケート ③文化関連施設実態調査アンケート	県民の文化活動や文化産業の実態を把握し、県民のニーズ、文化芸術が県民生活や県民経済に与える影響等について分析するため	調査期間：平成25年12月10日～平成26年1月10日 調査周期：1年 調査対象：①県内の個人(無作為抽出) ②日本全域の個人(無作為抽出) ③県内の映画館、公民館、劇場、博物館等の施設従事者(全数) 調査方法：①②オンライン調査(WEBアンケート) ③郵送調査(WEB回答可)
H24	文化観光スポーツ部	スポーツ振興課	新規	H24	県民の体力・スポーツに関する意識調査	県民のスポーツに関する意識等を調査し、次期沖縄県スポーツ推進計画策定の基礎資料を得るため	調査期間：毎年5月下旬～8月頃 調査周期：1年 調査対象：県内各市町村に居住する満20歳以上の男女(無作為抽出) 調査方法：調査員調査(民間委託)
	企画部	統計課	変更	H24 (5年毎)	沖縄県商品流通調査	本県における主要な商品について、その流通状況などを把握し、「沖縄県産業連関表」及び「地域産業連関表」を作成するための基礎資料とするため	調査期間：平成24年7月1日～8月31日 調査周期：5年 調査対象：「商品流通調査名簿」から、経済作業省調査対象の事業所を除いた、出荷額上位250事業所(有意抽出) 調査方法：郵送調査
	文化観光スポーツ部	観光政策課	変更	毎年	観光統計実態調査 ①航空乗客アンケート調査 ②観光客満足度調査 ③県民旅行アンケート調査	各種観光統計資料の作成、実効性の高い観光施策の立案及び沖縄観光の質の向上、観光消費による経済波及効果推計の基礎資料を得るため	調査期間：①②毎年6月、8月、11月及び2月 (※各月の金曜日と日曜日から1日ずつ調査日を設定) ③毎年7月末、1月末 調査周期：①②年4回 ③年2回 調査対象：①②航空機を利用して県外へ出域する日本人客(修学旅行生を除く)(無作為抽出) ③県内に在住で過去半年に県内旅行を行った者(有意抽出) (※インターネット調査会社にユーザー登録した県民から抽出) 調査方法：①②調査員調査(民間委託) ③オンライン調査(民間委託)
	文化観光スポーツ部	観光政策課	新規	毎年	観光地点等入込客数調査	観光庁の観光入込客統計へ報告するための基礎資料を得るため(県内観光施設、祭事における入込客数等)	調査期間：4月、7月、10月、1月のそれぞれ末日 調査周期：四半期 調査対象：県内における前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者及び前年の特定月の観光入込客数が5千人以上である行事イベントの実施者(全数) 調査方法：オンライン調査、その他(電話・FAX) (※市町村が報告者に対し調査票を配布・回収、自計調査を行った上で県へメールにより報告)
H23	福祉保健部	健康増進課	変更	H23 (5年毎)	県民健康・栄養調査 ①身体状況調査票 ②口腔内状況調査票 ③栄養摂取状況調査票 ④生活習慣調査票	県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21」をはじめとする総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料とするため	調査期間：平成23年10月中旬～12月上旬 調査周期：5年 調査対象：県内の世帯及び世帯員(無作為抽出) 調査方法：職員による調査 (※①②設置した健診会場で報告者が来所し調査。③④保健所職員が報告者が訪問し、調査票を配布・回収)
	文化観光スポーツ部	観光政策課	新規	毎月	入域観光客統計調査	本県に入域する観光客数を把握し、観光振興施策の企画・立案の基礎資料とするため	調査期間：毎月 (1日～10日、11日～20日、21日～31日) 調査周期：月3回 調査対象：本土一沖縄路線を持つ航空会社及び海運会社、入国管理局那覇支局(全数) 調査方法：オンライン調査、その他(FAX)
	文化観光スポーツ部	観光政策課	新規	毎年 (年1回)	修学旅行入込状況調査	本県を訪れる県外修学旅行の実態を把握し、観光振興施策の企画・立案の基礎資料とするため	調査期間：毎年4月～5月 調査周期：毎年 調査対象：本県を訪れる県外修学旅行を取り扱う旅行者(有意抽出) 調査方法：オンライン調査
	文化観光スポーツ部	観光政策課	新規	毎年 (年1回)	宿泊施設実態調査	本県に所在する宿泊施設の実態を把握し、観光振興施策の企画・立案の基礎資料とするため	調査期間：毎年4月～8月 調査周期：年1回 調査対象：県内に所在する全宿泊施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当する施設を除く)(全数) 調査方法：その他(メール、FAX、郵送)

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
H23	文化観光スポーツ部	観光政策課	新規	毎年 (年2回)	外国人観光客満足度調査	本県を訪れる外国人観光客の実態を把握し、観光振興施策の企画・立案の基礎資料とするため	調査期間：1回目(4月～9月)、2回目(10月～3月) 調査周期：年2回 調査対象：那覇空港を利用して県外へ出域する外国人観光客(無作為抽出) 調査方法：調査員調査(外部団体委託)
H22	観光商工部	雇用労政課	新規	H22	中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況調査	県内民間企業における春季賃上げ要求・妥結状況の実態を把握し、労働行政推進の基礎資料とするため	調査期間：6月上旬～7月中旬 調査周期：年1回 調査対象：県内の労働組合を有する従業員1,000人未満の民間事業所(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(郵送留置返送法(自計方式))
	観光商工部	雇用労政課	新規	H22	中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況調査	県内民間企業における夏季一時金要求・妥結状況の実態を調査し、労働行政推進の基礎資料とするため	調査期間：7月上旬～8月中旬 調査周期：年1回 調査対象：県内の労働組合を有する従業員1,000人未満の民間事業所(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(郵送留置返送法(自計方式))
	観光商工部	雇用労政課	新規	H22	中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況調査	県内民間企業における年末一時金要求・妥結状況の実態を調査し、労働行政推進の基礎資料とするため	調査期間：11月下旬～翌年1月中旬 調査周期：年1回 調査対象：県内の労働組合を有する従業員1,000人未満の民間事業所(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(郵送留置返送法(自計方式))
	福祉保健部	国保・健康増進課	新規	H22	食育に関する県民意識調査	食育に関する県民の意識等を調査し、次期沖縄県食育推進計画策定の基礎資料とするため	調査期間：平成22年10月中旬～12月中旬 調査周期：1回限り 調査対象：県内各市町村に居住する満20歳以上の男女(無作為抽出) 調査方法：調査員調査(民間委託)
H21	観光商工部	雇用労政課	新規	毎年 (年1回)	沖縄県労働条件等実態調査	県内中小企業における労働条件等の実態を把握することにより、労働環境の向上に向けた施策の充実を図るため	調査期間：平成21年8月4日～8月21日 調査周期：年1回 調査対象：県内の従業者規模5人以上の事業所(無作為抽出) 調査方法：郵送調査(郵送留置返送法(自計方式))
	観光商工部	観光企画課	新規	毎年 (年4回)	観光統計実態調査 ①航空乗客アンケート調査 ②観光客満足度調査	各種観光統計資料の作成、実効性の高い観光施策の立案及び沖縄観光の質の向上に資するため	調査期間：6月、8月、11月、2月の各8日(各回2回) (※各月の金曜日と日曜日から1日ずつ調査日を設定) 調査周期：年4回 調査対象：航空機を利用して県外へ出域する日本人客(修学旅行生を除く)(無作為抽出) 調査方法：調査員調査(調査票手渡し、郵送回収)
	観光商工部	商工振興課	新規	H21	工芸産業実態調査	本県の工芸産業産地の実態を把握し、工芸産業の振興・発展に資するため	調査期間：平成21年6月中旬～10月下旬 調査周期：1年 調査対象：県内の工芸関係事業者(全数) 調査方法：郵送調査
	文化環境部	環境整備課	新規	H21 (5年毎)	産業廃棄物実態調査	廃棄物処理法第5条の5に基づく廃棄物処理計画策定に向け、県内における産業廃棄物の発生、処理状況等を把握するため	調査期間：8月中旬～9月下旬 調査周期：5年 調査対象：県内の事業所(建設業のうち資本金3千万円以上は全数、3千万円未満は無作為抽出) 調査方法：郵送調査(民間委託)
	文化環境部	環境整備課	新規	毎年 (年1回)	産業廃棄物税の導入に関する意識調査	産業廃棄物税の施行後5年を目処とした、同税の見直しの検討に必要な基礎資料を得るため	調査期間：8月下旬～9月中旬 調査周期：年1回 調査対象：県内の排出事業所(建設業のうち資本金3千万円以上は全数、3千万円未満は無作為抽出)及び産業廃棄物処理業者(全数) 調査方法：郵送調査(民間委託)
	福祉保健部	国保・健康増進課	新規	H21	沖縄県県民健康意識実態調査	県内事業所の事業主及び従業員の勤務形態、健康管理、生活習慣等を調査し、今後の健康診断の受診率の向上対策の検討資料を得るため	調査期間：平成21年11月～12月 調査周期：1回限り 調査対象：県内における従業者数5人未満の事業所の事業主及び従業者(無作為抽出) 調査方法：調査員調査(民間委託)
	土木建築部	都市計画・モノレール課	新規	H21	沖縄都市モノレール利用OD調査	沖縄都市モノレールの利用特性、意見・要望等を把握し、モノレールの利用促進及びサービス向上に資する基礎データを得るため	調査期間：計2回 (平成22年2月21日及び2月25日) 調査周期：1回限り 調査対象：沖縄都市モノレール利用者(無作為抽出) 調査方法：調査員調査(民間委託) (※郵送による回収も可)
	企画部	統計課	新規	毎月	沖縄県人口移動報告(推計人口)	各市町村別の人口及び世帯の移動状況を把握し、各種行政施策の基礎資料とするため	調査期間：毎月1日から月末日 調査周期：毎月 調査対象：県内において住民票の記載又は削除のあった者及び外国人登録原票に登録又は閉鎖のあった者(全数) 調査方法：その他(電子メール) (※各市町村より電子メールにて報告)
	H20	土木建築部	住宅課	変更	H20	住生活総合調査拡大調査	居住環境を含む住生活全般の実態や居住者の意向・満足度等を把握し、さらに住宅・土地統計調査とリンクして集計・分析、住宅施策の基礎資料とするため
H19	企画部	統計課	新規	毎月	沖縄県鉱工業指数基礎調査	本県の製造工業の生産、出荷及び在庫動態を明かにし、その生産活動の推移を視察することで本県経済動向分析の基礎資料とするため	調査内容：沖縄県の各採用品目の生産量、出荷量、在庫量 調査方法：郵送調査,その他(FAX)

届出年度	部局名	課名	種別	調査実施年度	調査名	調査目的	調査内容 (調査期間、調査対象、調査方法等)
H18	福祉保健部	健康増進課	変更	H18 (5年毎)	県民健康・栄養調査	本県の健康増進計画改定のため、総合的な健康増進対策を推進するための指標を得るため	調査内容：沖縄県の栄養摂取量及び生活習慣の状況 調査方法：調査員調査
	土木建築部	都市計画・モノレール課	新規	H18	沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査	都市交通の実態を総合的に把握するため、中南部都市圏の人の動きについて多面的に捉え、総合的な都市交通マスタープランの立案や交通戦略を策定するための基礎資料とするため	調査期間：平成18年10月～11月の平日1日 調査対象：本都市圏に移住する5歳以上の住民 調査方法：①住民基本台帳から抽出した世帯員に対し、調査員が家庭を訪問して調査を依頼し、後日再訪問して調査票を回収 ②インターネットを利用した「Web調査」
H17	企画部	統計課	新規	H18	沖縄県産業連関表作成基礎調査	「平成17年沖縄県産業連関表」及び「平成17年地域産業連関表」作成のための基礎を得るため、本県における主要な商品について、その流通状況などを把握するため	調査内容：H17年における次の年間実績調査 (1)製造品の受入額、生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額、製品在庫の有無 (2)製造品の最終消費地域別出荷内訳 調査対象：本県の工業製品を生産している事業所から抽出 調査方法：郵送調査

8 統計関係法規

(目的)

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県統計調査」とは、法第24条第1項の規定により、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が総務大臣に届け出て行う統計調査をいう。

(県統計調査の調査事項等の公表)

第3条 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、県統計調査を実施する旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (4) 報告を求める者
- (5) 報告を求めるために用いる方法
- (6) 報告を求める期間

(県統計調査の結果の公表)

第4条 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該県統計調査の結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 知事等は、県民が県統計調査の結果に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

(調査票情報の二次利用)

第5条 知事等は、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

(調査票情報の提供)

第6条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- (1) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等
- (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第7条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第8条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第6条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- (2) 第6条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第6条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報

をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、県統計調査の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第11条 第8条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(調査票に関する経過措置)

2 改正前の沖縄県統計調査条例の規定による統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、改正後の沖縄県統計調査条例の規定による県統計調査に係る調査票情報とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄県個人情報保護条例の一部改正)

4 沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第61条第1項各号を次のように改める。

(2) 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報(同法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。)に含まれる個人情報

附 則(令和7年3月31日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県統計調査条例（平成21年沖縄県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第2条 条例第6条第1号の規則で定める者は、独立行政法人等（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第3条 条例第6条第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。第3号において同じ。）、地方公共団体又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(沖縄県統計調査条例第7条第2項に規定する実地調査証の様式を定める規則の廃止)

- 2 沖縄県統計調査条例第7条第2項に規定する実地調査証の様式を定める規則（平成11年沖縄県規則第71号）は、廃止する。

沖縄県統計調査市町村交付金取扱要綱

1 目的

知事は、市町村長が、基幹統計調査を執行するために必要な経費（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において市町村長に交付する。

2 交付

交付金は、市町村別に交付額を決定し、事業年度内に市町村長に交付する。

3 収入・支出

市町村長は、交付金を市町村の歳入・歳出予算に繰り入れ、各基幹統計調査ごとに明確に区分して経理するものとする。

4 使用範囲

交付金は、当該基幹統計調査の目的以外に使用してはならない。

5 流用申請

市町村長は、別表に掲げる交付金の流用をしようとするときは、あらかじめ当該年度の基幹統計調査ごとに、別記第1号様式流用承認申請書を提出のうえ、知事の承認を得なければならない。

6 精算

市町村長は、この交付金について、交付を受けた年度の翌年度の4月15日までに別記第2号様式による収支精算書を知事に提出しなければならない。

7 検査等

知事は、必要があると認めたときは、交付金の経理状況について調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

8 返納

知事は、交付金の支出について不相当と認めたとき、又はこの経理に余剰を生じたときは、その額を返納させるものとする。

9 書類保存

市町村長は、交付金関係書類（支出に係る証拠書類を含む。）を、5年間、整備・保管しなければならない。

10 実施細則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年度の予算による交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年度の予算による交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日に施行し、改正後の要綱の規定は、平成22年9月1日以降に交付する交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算による交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の予算による交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算による交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算による交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算による交付金から適用する。

別表（「5 流用申請」関係）

統計調査名	交付金の流用	備考
1 総務省所管の基幹統計調査	<p>(1) 報酬（指導員報酬及び調査員報酬）又は報償費を増減する流用額が当該経費の10%を超えるとき。</p> <p>(2) 交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し流用を行うとき。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>ア 旅費、需用費及び役務費（それぞれ費用弁償分に限る。）を報酬（指導員報酬及び調査員報酬に限る。）に流用するとき。</p> <p>イ 報償費（記入者報償金、報告者報償金及び調査協力謝金に限る。）を需用費に流用して記入者、報告者又は調査協力者に対する謝礼品を購入するために支出するとき。</p> <p>ウ 会計年度任用職員手当を新たに設定した職員手当等に、又は職員手当等を新たに設定した会計年度任用職員の任用に係る科目に流用するとき。</p>	<p>国勢調査、全国家計構造調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、経済センサス</p>
2 文部科学省所管の基幹統計調査	<p>(1) 交付金の交付に際して示される各科目間で流用を行うとき。</p> <p>(2) 交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し流用を行うとき。</p> <p>ただし、流用先の流用額の増加額が流用先の当初交付額より20%未満の場合を除く。</p>	<p>学校基本調査</p>
3 農林水産省所管の基幹統計調査	<p>(1) 交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し流用を行うとき。</p>	<p>農林業センサス、漁業センサス</p>

別記第1号様式

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長名

年度

〇〇統計調査市町村交付金流用承認申請書

標記について、沖縄県統計調査市町村交付金取扱要綱5の規定に基づき、別紙のとおり交付金の流用をいたく申請します。

〈担 当〉

〇〇市町村〇〇課

担 当 者 名

(メール)

(電話)

別記第 1 号様式の別紙

年度
〇〇統計調査市町村交付金流用内訳書

市町村名

科 目	県交付額	流用増減額	流用後の 県交付額	備 考
円	円	円	円	
計				
(流用の理由)				

(用紙は、A 4 版とする)

別記第2号様式

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長名

年度
〇〇統計調査市町村交付金収支精算書

標記について、沖縄県統計調査市町村交付金取扱要綱6の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

〈担 当〉 〇〇市町村〇〇課 <u>担 当 者 名</u> <u>(メール)</u> <u>(電話)</u>
--

別記第2号様式の別紙

年度
〇〇統計調査市町村交付金収支精算内訳書

市町村名

収入の部

科 目	県交付額	収入済額	収入未済額	備 考
県交付額	円	円	円	

支出の部

科 目	県交付額	流用増減額	流用後の 県交付額	支出済額	備 考
計	円	円	円	円	

- (注) 1 科目及び県交付額は、県から交付の際に示された科目及び金額を記入すること。
 2 流用後の交付額は、全科目とも最終流用後の交付額を記入すること。
 3 収入の部の県交付額は支出の部の県交付額と一致すること。
 4 用紙はA4判とする。

沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱

平成21年12月1日

沖縄県企画部長 決定

改正 平成22年4月1日

改正 令和4年3月28日

(通則)

第1条 統計調査員確保対策事業（以下、「事業」という。）の市町村への委託については、国が定める統計調査員確保対策事業委託要綱（平成17年8月15日施行）の規定に基づき、この要綱に定めるところによる。

(委託先)

第2条 知事は、国から委託を受けた事業の実施を、国が事業の実施対象として指定する市町村の長（以下、「市長等」という。）に委託するものとする。

(委託の申し入れ)

第3条 知事は、前条の委託を行うときは、委託申し入れのための文書に、この要綱、別に定める沖縄県統計調査員確保対策事業実施要領（以下、「沖縄県実施要領」という。）及び委託費費途内容を添えて、市長等に申し入れるものとする。

(承諾の通知)

第4条 市長等は、前条の申し入れを承諾するときは、当該申し入れを受けた日から起算して20日以内に、承諾書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(委託費の支払い)

第5条 委託費は、国及び県の会計に関する法令に規定する所定の手続きを経て、支払計画額の範囲内において、市長等の請求により概算払をすることができる。

2 市長等は、前条の規定により事業を受託したときは、請書（別記第2号様式）に積算内訳書（別記第3号様式）を添え、知事に提出しなければならない。

3 市長等は、前1項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第4号様式）に請求内訳書（別記第5号様式）を添付し、知事に提出しなければならない。

(委託費の経理)

第6条 市長等は、委託費を歳入歳出予算に繰り入れ、明確に区分して経理しなければならない。

(委託費の目的外使用の禁止)

第7条 市長等は、交付を受けた委託費を、受託した事業の目的以外に使用してはならない。

(委託費の流用)

第8条 市長等は、交付された委託費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ流用承認申請書（別記第6号様式）により、知事の承認を得なければならない。ただし、変更しようとする費目のうち、いずれか低い費目の額の20%以内の変更については、この限りでない。

(委託費の精算)

第9条 市長等は、精算書（別記第7号様式）に支出内訳書（別記第8号様式）を添付し、これを翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(委託費の監査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、市長等に対して委託費の経費状況その他について報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に監査を行うことができる。

(委託費の返還命令)

第11条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、市長等に対して委託費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 委託費に残額が生じたとき。
- (2) この要綱、沖縄県実施要領またはこれらに基づく通達に違反したとき。

(実施結果の報告)

第12条 市長等は、事業の実施結果を、国が指定する報告書様式により、翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施方法等については、沖縄県実施要領による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 統計調査員確保対策事業要綱（平成2年10月11日施行）は、この要綱の施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

□ □ 第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長

承 諾 書

年 月 日付企統第 号により申し入れのあった 年度の統計調査
員確保対策事業の委託について、沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱の定める
ところにより承諾します。

記

金 円

□ □ 第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長 印

請 書

年 月 日付け企統第 号により申し入れのあった 年度の統計調査員確保対策事業の委託については、沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱の定めるところにより、お請けします。
なお、経費の内訳は別紙のとおりです。

記

金 円

委託費経費積算内訳書

(単位：円)

区 分	受 託 額	内 訳
旅 費 事 務 費 謝 金 需用費 役務費 使用料及び賃借料 計		

□ □ 第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長

印

概算払請求書

年 月 日付け□□第 号により受託した下記に要する経費を、沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱第5条の規定に基づき、請求内訳書を添付し、請求します。

記

年度 統計調査員確保対策事業委託費
金 円

請求内訳書

(単位：円)

区 分	受 託 額
旅 費 事 務 費 謝 金 需用費 役務費 使用料及び賃借料 計	

(注) 区分欄は、費途内容で示した科目を記入する。

□ □ 第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長

年度 統計調査員確保対策事業委託費流用承認申請書

標記について、下記により流用したいので、沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱第8条の規定に基づき、申請します。

記

(単位：円)

区 分	受 託 額	流用増△減額	受託現額	備 考
計				

(注) 申請の理由および積算内訳は別紙とすること。

□ □ 第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長

年度 統計調査員確保対策事業委託費精算書

標記について、沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱第9条の規定に基づき、支出内訳書を添付し、下記のとおり精算します。

記

受 託 額	円
精 算 額	円
残 額	円

支出内訳書

（単位：円）

区 分	受 託 額	流 用 増△減額	受 託 現 額	支 出 済 額	不 用 額
旅 費 事 務 費 謝 金 需用費 役務費 使用料及び賃借料					

（注）区分欄は、費途内容で示した科目を記入する。

沖縄県統計調査員確保対策事業実施要領

平成21年12月1日

沖縄県企画部長 決定

最終改正 令和4年3月18日

1 通則

沖縄県統計調査員確保対策事業委託要綱（以下「沖縄県要綱」という。）第13条の規定に基づき、この要領を定める。

2 目的

統計調査員確保対策事業（以下「事業」という。）は、国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者（以下「統計調査員希望者」という。）を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体

事業は、沖縄県及び市町村（以下同じ。）において行う。

4 内容

事業は、統計調査員希望者の登録を行い、登録された統計調査員希望者（以下「登録調査員」という。）の熱意の持続を図るとともに、統計調査に関する実務知識の向上のために必要な措置を講ずることを内容とする。

5 実施方法

知事は、国からの委託を受け、事業の目的を効果的に達成するために必要な事業を実施するほか、市町村の実情に応じ事業の一部を市町村の長（以下「市長等」という。）に委託して実施する。

6 事業計画書の策定

知事は、毎年度、沖縄県及び市町村における統計調査員の選任の実情、これまでの事業の委託費の執行実績等を踏まえ、翌年度に実施を予定する事業の内容、所要見込額等を明らかにした任意の様式の事業計画書を策定し年度開始前に総務大臣に提出する。

7 知事が実施する事業

- (1) 知事は、事業の円滑な実施に必要な情報の収集・伝達を行う。
- (2) 知事は、統計調査に関する基礎的・一般的な知識や実査の現場における具体的な対応等について取りまとめた「統計調査員のしおり」を新たな登録調査員に配布する。

8 市長等が実施する事業

市長等は、委託を受けて、市町村における統計調査員の選任の実情に応じ、次の事業を行う。

- (1) 統計調査員希望者の募集

統計調査員希望者の登録に当たり、推薦、公募その他の方法により、統計調査員希望者の募集を行う。

(2) 統計調査員希望者の登録

ア 登録は、(1)の募集に応じた者の中から登録すべき者を選考し、その者の同意を得て行う。なお、選考に当たっては、統計調査員希望者の居住地が登録対象の市町村内にあること等にとらわれず、統計調査員として円滑な活動が可能な範囲内であればよいことにも留意するものとする。また、地域住民への周知及び適任者の選定が効果的に行われるよう措置すること。

イ 登録は、任意の様式の名簿（以下「名簿」という。）に氏名、住所、連絡先その他市長等が必要と認める事項を記載して行う。

ウ 登録すべき者の数（以下「登録基準数」という。）は、市町村における経済センサスー活動調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数とする。ただし、知事は、市町村の実情に合わせ、登録基準数を別途定めることができる。

エ 登録は、登録調査員本人からの申出又は市長等の判断により、名簿から抹消することができる。

(3) 統計調査員通信等の発行

登録調査員に対し、統計調査に対する熱意の保持および実務知識の付与を図るため、統計調査員通信等を編集し、配布する。また、調査対象をはじめとする関係団体への統計調査員通信等の配布等を通じ、統計調査員の役割等に係る周知・広報を行う。

(4) 研修の実施

登録調査員に対し、統計調査を取り巻く市町村の実情等に応じ、統計調査に必要な実務知識の付与を目的とした研修を企画し、実施する。その際、登録調査員の統計調査に対する関心や興味を持続させるための工夫として、地域に関する身近な統計データやその行政施策への活用例、調査実施予定等に関する情報の提供に留意するものとする。

9 名簿の管理及び情報の活用

(1)名簿は、市長等において管理することとする。

(2)名簿を管理する市長等は、事業のほか、国が実施する統計調査に従事する統計調査員の選任又は功績に関連して、名簿に記載された登録調査員の情報を活用（国、沖縄県又は市町村への提供を含む。）することができる。

10 その他

沖縄県要綱第3条（委託の申し入れ）、第4条（承諾の通知）、第5条（委託費の支払い）、第8条（委託費の流用）、第9条（委託費の精算）、第10条（委託費の監査等）、第11条（委託費の返還命令）等に関する事務は、沖縄県企画部統計課長が担当する。

附 則

1 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

2 統計調査員確保対策事業施行細則は、この要領の施行をもって廃止する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この要領は、平成27年3月9日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。